



神奈川県

環境農政局環境部大気水質課

平成30年度神奈川県

公共用水域及び地下水の水質測定計画

平成30年 8 月

目 次

I 公共用水域水質測定計画

平成30年度公共用水域水質測定計画-----	1
別表1 測定項目及び測定頻度-----	2
別表2 測定地点及び測定機関-----	5
別表3 測定方法及び数値の取扱い方法-----	11
図1 河川水質測定地点-----	15
図2 相模湖水質測定地点-----	16
図3 津久井湖水質測定地点-----	16
図4 芦ノ湖水質測定地点-----	17
図5 丹沢湖水質測定地点-----	17
図6 宮ヶ瀬湖水質測定地点-----	18
図7 東京湾水質測定地点-----	19
図8 相模湾水質測定地点-----	22

II 地下水質測定計画

平成30年度地下水質測定計画-----	25
別表1 測定地点及び測定機関-----	27
別表2 測定方法及び数値の取扱い方法-----	35
平成30年度地下水質測定地点図-----	37

III 参考資料

1 公共用水域水質調査地点別項目別頻度表-----	42
2 要監視項目調査-----	46

I 公共用水域水質測定計画

平成 30 年度公共用水域水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、神奈川県内の公共用水域の水質の測定について必要な事項を定めるものである。

2 実施期間

平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までとする。

3 測定項目及び測定頻度

別表 1 のとおりとする。

健康項目：人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた 27 項目

生活環境項目：生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた 12 項目

特殊項目：法・条例の排水規制の対象である 7 項目

その他の項目：環境基準の達成状況を判断する上で必要な 8 項目

観測項目：採水時に現場にて観測する 13 項目

4 測定地点及び測定機関

別表 2 のとおりとする。

5 採水時期

採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとする。

6 採水部位

- (1) 河川については、原則として流心部とし、水面から水深の 2 割程度の深さとする。
- (2) 湖沼及び海域については、上層（水面下 0.5m）及び下層（水深が 51m 以下の地点にあっては底上 1 m、51m を超える地点にあっては水面下 50m）の 2 層とする。

7 測定方法

別表 3 に掲げる方法とする。

8 測定結果の送付等

- (1) 測定機関は、毎月の測定結果を神奈川県知事に送付するものとする。
- (2) 測定結果の送付の期限は、測定月の翌月の末日とする。
ただし、健康項目について、環境基準値を超える数値を検出した場合は、速やかに神奈川県知事に連絡するとともに、当該水域に関し追跡調査を行うものとする。

9 測定結果の公表

公共用水域水質測定計画に基づき各測定機関が行った測定結果の公表は、各測定機関が個別に行うほか、神奈川県知事が取りまとめて行う。

10 その他

この計画に定めない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

別表1 測定項目及び測定頻度

項目区分	項目番号	項目	測定頻度		
			河川	湖沼	海域
観測項目	1	天候	採水時に毎回	採水時に毎回	採水時に毎回
	2	前日天候	年12日(1日1回)	年12日(1日1回)	年12日(1日1回)
	3	水深	採水時に毎回	採水時に毎回	採水時に毎回
	4	採取水深	〃	〃	〃
	5	流速	〃	—	—
	6	流量	〃	—	—
	7	気温	〃	採水時に毎回	採水時に毎回
	8	水温	〃	〃	〃
	9	色相	〃	〃	〃
	10	透視度	〃	—	—
	11	透明度	—	採水時に毎回	採水時に毎回
	12	臭気	採水時に毎回	〃	〃
	13	外観	〃	〃	〃
健康項目	1	カドミウム	年12日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	年6日(1日1回2層混合)
	2	全シアン	〃	〃	〃
	3	鉛	〃	〃	〃
	4	六価クロム	〃	〃	〃
	5	砒素	〃	〃	〃
	6	総水銀	〃	年12日(1日1回2層混合)	〃
	7	アルキル水銀※1	—※1	—※1	—※1
	8	P C B	環境基準点のみ年2日(1日1回)	主要点のみ年2日(1日1回2層混合)	年2日(1日1回2層混合)
	9	ジクロロメタン	年2日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	〃
	10	四塩化炭素	年12日(1日1回)	年12日(1日1回2層混合)	〃
	11	1,2-ジクロロエタン	年2日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	〃
	12	1,1-ジクロロエチレン	〃	〃	〃
	13	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	〃	〃
	14	1,1,1-トリクロロエタン	年12日(1日1回)	年12日(1日1回2層混合)	〃
	15	1,1,2-トリクロロエタン	年2日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	〃
	16	トリクロロエチレン	年12日(1日2回)	年12日(1日1回2層混合)	年4日(1日1回2層混合)
	17	テトラクロロエチレン	〃	〃	〃
	18	1,3-ジクロロプロパン	年2日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	年2日(1日1回2層混合)
	19	チウラム	〃	〃	〃
20	シマジン	〃	〃	〃	
21	チオベンカルブ	〃	〃	〃	
22	ベンゼン	〃	〃	〃	
23	セレン	〃	〃	〃	
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年12日(1日1回)	年12日(1日1回2層)	年12日(1日1回2層)	

項目区分	項目番号	項目	測定頻度		
			河川	湖沼	海域
	25	ふっ素※2	年6日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	—
	26	ほう素※2	〃	〃	—
	27	1,4-ジオキサン	環境基準点のみ年2日(1日1回)	環境基準点のみ年2日(1日1回2層混合)	環境基準点のみ年2日(1日1回2層混合)
生活環境項目	1	pH	年12日(1日4回)	年12日(1日1回2層)	年12日(1日1回2層)
	2	BOD	〃	〃	—
	3	COD	〃	〃	年12日(1日1回2層)
	4	SS	〃	〃	—
	5	DO	〃	〃	年12日(1日1回2層)
	6	大腸菌群数	年12日(1日1回)	年12日(1日1回上層)	年12日(1日1回上層)
	7	n-ヘキサン抽出物質	年2日(1日2回)	主要点のみ年12日(1日1回上層)	〃
	8	全窒素	年12日(1日2回)	年12日(1日1回2層)	年12日(1日1回2層)
	9	全リン	〃	〃	〃
	10	全亜鉛	年12日(1日1回)	〃	〃
	11	ノニルフェノール	〃	〃	〃
	12	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	〃	〃	〃
特殊項目	1	フェノール類	年6日(1日1回)	主要点のみ年2日(1日1回2層混合)	年2日(1日1回2層混合)
	2	銅	〃	〃	〃
	3	溶解性鉄	〃	〃	〃
	4	溶解性マンガン	〃	〃	〃
	5	クロム	環境基準点のみ年2日(1日1回)	〃	—
	6	EPN	〃	〃	年2日(1日1回2層混合)
	7	ニッケル	年2日(1日1回)	〃	〃
その他の項目	1	アンモニア性窒素	年12日(1日1回)	年12日(1日1回2層)	年12日(1日1回2層)
	2	磷酸態リン	〃	〃	〃
	3	電気伝導率	年12日(1日4回)	〃	—
	4	塩化物イオン	年12日(1日2回)	〃	—
	5	塩分	—	—	年12日(1日1回2層)
	6	陰イオン界面活性剤	年6日(1日1回)	年2日(1日1回上層)	年6日(1日1回上層)
	7	クロロフィルa	—	年12日(1日1回上層)	年12日(1日1回上層)
	8	トリハロメタン生成能	特定点のみ年4日(1日1回)	特定点のみ年2日(1日1回2層混合)	—

- 注 1 各測定機関は、汚濁源の状況や環境基準の達成状況及び知見の集積状況に応じ、適宜測定項目及び頻度の効率化を行うことができる。
- 2 「年12日」とは、毎月測定することを示す。
「年6日」とは、隔月で測定することを示す。
「年2日」とは、半年ごとに測定することを示す。
- 3 「1日1回」とは、日中に1回測定することを示す。
「1日2回」とは、12時間間隔で2回測定することを示す(ただし、潮汐の影響を受ける場合を除く)。
「1日4回」とは、6時間間隔で4回測定することを示す。

- 4 「－」とは測定しないことを示す。
- 5 主要点とは、湖沼の測定地点のうち、相模湖境川橋及び湖央東部、津久井湖沼本ダム及び湖央部、芦ノ湖湖央部、丹沢湖湖央部及び湖西部をいう。
- 6 特定点とは、水道水源となっている多摩水道橋、田園調布取水堰（上）、寒川取水堰（上）、飯泉取水堰（上）、相模湖湖央東部、津久井湖湖央部、丹沢湖湖央部及び宮ヶ瀬湖ダム中央をいう。
- 7 ※1 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合分析を行う。
- 8 ※2 ふっ素及びほう素は汽水域については測定しない。

別表2 測定地点及び測定機関

1 総括表

水域	測定地点数	内 訳	
		環境基準点	その他
河川	89	49	40
湖沼	19	10	9
(相模湖)	(5)	(2)	(3)
(津久井湖)	(4)	(2)	(2)
(芦ノ湖)	(4)	(4)	(0)
(丹沢湖)	(4)	(1)	(3)
(宮ヶ瀬湖)	(2)	(1)	(1)
海域	42	29	13
(東京湾)	(22)	(21)	(1)
(相模湾)	(20)	(8)	(12)
計	150	88	62

注) 測定地点数の内訳は次の通り。

- ・河川においては、「BOD」及び「全亜鉛・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の両方又はいずれかで環境基準点が設定された地点数。
- ・湖沼・海域においては、「COD」、「全窒素及び全磷」及び「全亜鉛・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の全て又はいずれかで環境基準点が設定された地点数。

2 河川

水域	支川	番号	測定地点	BOD		全亜鉛・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		測定機関
				環境基準点	類型	環境基準点	類型	
多摩川		1	多摩川原橋	○	B	○	生物B	国土交通省
		2	多摩水道橋					国土交通省
		3	二子橋(第三京浜)					国土交通省
		4	田園調布取水堰(上)	○		○		国土交通省
		5	六郷橋					国土交通省
		6	大師橋	○		○		国土交通省
	三沢川	7	一の橋	○	C	○	生物B	川崎市
	二ヶ領本川	8	堰前橋	○	B	○	生物B	川崎市
	平瀬川	9	平瀬橋(人道橋)	○	B	○	生物B	川崎市
鶴見川		10	千代橋		D		生物B	横浜市
		11	亀の子橋	○				国土交通省
		12	大綱橋		C			国土交通省
		13	末吉橋					国土交通省
		14	臨港鶴見川橋	○		○		国土交通省
	恩田川	15	都橋		D			横浜市
	大熊川	16	大竹橋		D			国土交通省
	鳥山川	17	又口橋		D			国土交通省
	早濑川	18	峰大橋		C			国土交通省
	矢上川	19	矢上川橋		C			国土交通省
	麻生川	20	耕地橋		D			川崎市
	真福寺川	21	水車橋前		D			川崎市

水 域	支 川	番号	測定地点	BOD		全亜鉛・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩		測定機関	
				環境 基準点	類 型	環境 基準点	類 型		
入江川		22	入江橋	○	B	○	生物B	横浜市	
帷子川		23	水道橋	○	B	○	生物B	横浜市	
大岡川		24	清水橋	○	B	○	生物B	横浜市	
宮川		25	瀬戸橋	○	B	○	生物B	横浜市	
侍従川		26	平潟橋	○	B	○	生物B	横浜市	
鷹取川		27	追浜橋	○	B	○	生物B	横須賀市	
平作川		28	夫婦橋	○	B	○	生物B	横須賀市	
松越川		29	竹川合流後	○	C	○	生物B	横須賀市	
下山川		30	下山橋	○	C	○	生物B	神奈川県	
森戸川(葉山町)		31	森戸橋	○	C	○	生物B	神奈川県	
田越川		32	渚橋	○	B	○	生物B	神奈川県	
滑川		33	滑川橋	○	B	○	生物B	神奈川県	
神戸川		34	神戸橋	○	B	○	生物B	神奈川県	
境川		35	常矢橋		D		生物B	相模原市	
		36	鶴間橋					大和市	
		37	新道大橋					大和市	
		38	高鎌橋					横浜市	
		39	大道橋	○				藤沢市	
		40	境川橋	○		○		藤沢市	
	柏尾川	41	吉倉橋		C			横浜市	
		42	鷹匠橋					横浜市	
(いたち川)	43	川名橋				藤沢市			
	44	いたち川橋				横浜市			
引地川		45	福田橋		C		生物B	大和市	
		46	下土棚大橋					藤沢市	
		47	石川橋					藤沢市	
		48	富士見橋	○		○		藤沢市	
相模川		49	小倉橋		A	○	生物A	相模原市	
		50	昭和橋					生物B	厚木市
		51	相模大橋						神奈川県
		52	寒川取水堰(上)	○		○			神奈川県
		53	馬入橋	○		○			国土交通省
	秋山川	54	道志第1発電所上流	○	A	○	生物A	相模原市	
	道志川	55	両国橋		A		生物A	相模原市	
		56	弁天橋	○		○		相模原市	
	串川	57	河原橋	○	A	○	生物A	相模原市	
	鳩川	58	馬船橋	○	A	○	生物B	神奈川県	
	中津川	59	第一鮎津橋	○	A	○	生物A	厚木市	
	小鮎川	60	第二鮎津橋	○	A	○	生物B	厚木市	
	玉川	61	相川水位観測所	○	A	○	生物B	厚木市	
	永池川	62	新竹沢橋	○	A	○	生物B	神奈川県	
目久尻川	63	河原橋	○	B	○	生物B	神奈川県		
小出川	64	宮の下橋	○	B	○	生物B	茅ヶ崎市		

水 域	支 川	番号	測定地点	BOD		全亜鉛・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩		測定機関
				環境 基準点	類 型	環境 基準点	類 型	
金 目 川		65	小 田 急 鉄 橋	○	A		生物B	神 奈 川 県
		66	花 水 橋	○	C	○		神 奈 川 県
	鈴 川	67	下 之 宮 橋					平 塚 市
	渋 田 川	68	立 堀 橋			平 塚 市		
葛 川		69	吉 田 橋	○	C	○	生物B	神 奈 川 県
中 村 川		70	押 切 橋	○	C	○	生物B	神 奈 川 県
森 戸 川 (小田原市)		71	万 石 橋		C		生物B	小 田 原 市
		72	親 木 橋	○		○		小 田 原 市
酒 匂 川		73	県 境		A		生物A	神 奈 川 県
		74	峰 下 橋					神 奈 川 県
		75	十 文 字 橋			○		神 奈 川 県
		76	報 徳 橋				生物B	小 田 原 市
		77	飯泉取水堰(上)	○		小 田 原 市		
		78	酒 匂 橋	○	B	○	小 田 原 市	
	玄 倉 川	79	玄倉水位観測所		A		生物A	神 奈 川 県
	河 内 川	80	湖 流 入 前					神 奈 川 県
	落合発電所放流水	81	落 合 発 電 所					神 奈 川 県
	世 附 川	82	湖 流 入 前				神 奈 川 県	
	川 音 川	83	文 久 橋				生物B	神 奈 川 県
	狩 川	84	狩 川 橋					小 田 原 市
山 王 川		85	山 王 橋	○	B	○	生物B	小 田 原 市
早 川		86	函嶺もみじ橋		A		生物A	神 奈 川 県
		87	早 川 橋	○		○		小 田 原 市
新 崎 川		88	吉 浜 橋	○	A	○	生物A	神 奈 川 県
千 歳 川		89	千 歳 橋	○	A	○	生物A	神 奈 川 県

3 湖 沼

(1) 相模湖

番号	測定地点	位 置	C O D		全窒素及び全燐		全亜鉛・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		測定機関	
			環境基準点	類 型	環境基準点	類 型	環境基準点	類 型		
90	境川橋	—		湖沼A		湖沼II	○	河川生物A	相模原市	
91	日連大橋	—								相模原市
92	湖央西部	勝瀬橋の右岸とホテル相模湖ロイヤル館を結んだ線上の、ホテル直下の岸から0.25kmの地点								相模原市
93	湖央東部	遊覧船さん橋延長0.25kmの地点	○		○					相模原市
94	相模湖大橋	—								相模原市

(2) 津久井湖

番号	測定地点	位 置	C O D		全窒素及び全燐		全亜鉛・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		測定機関	
			環境基準点	類 型	環境基準点	類 型	環境基準点	類 型		
95	沼本ダム	—		湖沼A		湖沼II	○	河川生物A	相模原市	
96	名手橋	—								相模原市
97	湖 央 部	放水塔と串川注水口を結んだ線の串川注水口側から0.29kmの地点	○		○					相模原市
98	道志橋	—								相模原市

(3) 芦ノ湖

番号	測定地点	位 置	C O D		測定機関
			環境基準点	類 型	
99	湖北中央部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から0.6kmの地点	○	湖沼AA	神奈川県
100	湖 央 部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から3.4kmの地点	○		神奈川県
101	湖 西 部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から5.2kmの地点	○		神奈川県
102	湖 東 部	弁天の鼻と沓石を結んだ線の弁天の鼻側から0.6kmの地点	○		神奈川県

(4) 丹沢湖

番号	測定地点	位 置	C O D		測定機関
			環境基準点	類 型	
103	湖 央 部	城山突端と田ノ入発電所取水口を結んだ線の中央	○	湖沼A	神奈川県
104	大仏大橋	—			神奈川県
105	湖 東 部	サカイ沢橋右岸と棚上橋左岸を結んだ線の中央			神奈川県
106	湖 西 部	梯子沢橋左岸と方の口沢橋左岸を結んだ線の中央			神奈川県

(5) 宮ヶ瀬湖

番号	測定地点	位 置	C O D		測定機関
			環境基準点	類 型	
107	ダムサイト	猿とび橋直上流網場の基礎を結んだ線の中央	○	湖沼A	国土交通省
108	ダム中央	落合ITVポールと鷺ヶ沢上流半島頂上を結んだ線の中央			国土交通省

4 海 域

(1) 東京湾

番号	測定地点	緯 度 経 度	COD			全窒素及び全燐			全亜鉛・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩			測定機関		
			環境 基準点	水 域	類型	環境 基準点	水 域	類型	環境 基準点	水 域	類型			
109	京浜運河千鳥町	N35° 30'16" E139° 45'12"	○	東京湾 (6)	C		東京湾 (ロ)	IV		東京湾 (全域) ^{注)}	海域 生物A	川 崎 市		
110	東扇島防波堤西	N35° 28'45" E139° 44'45"	○											川 崎 市
111	京浜運河扇町	N35° 29'31" E139° 43'16"	○											川 崎 市
112	鶴見川河口先	N35° 28'34" E139° 41'07"	○											横 浜 市
113	横浜港内	N35° 27'37" E139° 38'49"	○											横 浜 市
114	磯子沖	N35° 23'40" E139° 38'52"	○	東京湾 (7)	C							横 浜 市		
115	夏島沖	N35° 18'24" E139° 38'48"	○	東京湾 (8)	C	○	東京湾 (ハ)	IV	○				横 須 賀 市	
116	浮島沖	N35° 30'16" E139° 48'30"	○	東京湾 (9)	B		東京湾 (ロ)	IV					川 崎 市	
117	平潟湾内	N35° 19'47" E139° 37'36"	○	東京湾 (10)	B		東京湾 (ニ)	III					横 浜 市	
118	東扇島沖	N35° 29'02" E139° 47'44"	○	東京湾 (12)	B	○	東京湾 (ロ)	IV	○				川 崎 市	
119	扇島沖	N35° 27'39" E139° 44'53"	○			○			○	川 崎 市				
120	本牧沖	N35° 25'09" E139° 41'42"	○			○			○	横 浜 市				
121	富岡沖	N35° 22'12" E139° 40'24"	○			○			○	横 浜 市				
122	平潟湾沖	N35° 20'18" E139° 39'30"							東京湾 (ニ)	III			横 浜 市	
123	大津湾	N35° 16'44" E139° 42'00"	○	東京湾 (13)	B		東京湾 (ニ)	III	○	東京湾 (ニ)	海域生 物特A	横 須 賀 市		
124	浦賀港内	N35° 14'16" E139° 43'28"	○	東京湾 (14)	B		東京湾 (ホ)	II				横 須 賀 市		
125	久里浜港内	N35° 13'25" E139° 43'08"	○	東京湾 (15)	B							横 須 賀 市		
126	中の瀬北	N35° 25'16" E139° 44'44"	○	東京湾 (16)	A	○	東京湾 (ニ)	III	○	東京湾 (全域) ^{注)}	海域 生物A	神 奈 川 県		
127	中の瀬南	N35° 21'02" E139° 43'18"	○			○			○			神 奈 川 県		
128	第三海堡東	N35° 17'08" E139° 45'28"	○	東京湾 (17)	A	○	東京湾 (ホ)	II	○				神 奈 川 県	
129	浦賀沖	N35° 13'40" E139° 45'48"	○			○			○			神 奈 川 県		
130	劔崎沖	N35° 08'22" E139° 45'28"				○			○			神 奈 川 県		

注 全亜鉛、ニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の水域類型に係る東京湾(イ)、東京湾(ロ)、東京湾(ハ)、東京湾(ニ)、東京湾(ホ)及び東京湾(ヘ)に係る部分を除く東京湾全域。

(2) 相模湾

番号	測定地点	緯 度	経 度	COD			測定機関
				環境 基準点	水 域	類 型	
131	江の島西	N35° 18'06"	E139° 28'21"		相模湾(1)	A	藤 沢 市
132	辻堂沖	N35° 18'24"	E139° 26'52"	○			藤 沢 市
133	城ヶ島沖	N35° 07'00"	E139° 37'36"	○	相模湾(2)	A	神 奈 川 県
134	城ヶ島西	N35° 08'02"	E139° 35'48"				神 奈 川 県
135	小網代湾	N35° 10'12"	E139° 35'48"	○			神 奈 川 県
136	小田和湾	N35° 12'57"	E139° 36'23"				横 須 賀 市
137	葉山沖	N35° 15'30"	E139° 33'36"				神 奈 川 県
138	由比ヶ浜沖	N35° 17'12"	E139° 32'36"	○			神 奈 川 県
139	七里ヶ浜沖	N35° 17'36"	E139° 30'12"				神 奈 川 県
140	茅ヶ崎沖	N35° 18'06"	E139° 23'49"				茅 ヶ 崎 市
141	平塚沖	N35° 18'24"	E139° 21'01"				平 塚 市
142	大磯沖	N35° 17'36"	E139° 17'13"	○			神 奈 川 県
143	湾央東	N35° 14'48"	E139° 28'21"				神 奈 川 県
144	湾央	N35° 14'48"	E139° 22'25"	○			神 奈 川 県
145	湾央西	N35° 14'48"	E139° 16'25"				神 奈 川 県
146	国府津沖	N35° 16'20"	E139° 13'33"				小 田 原 市
147	小田原沖	N35° 14'48"	E139° 11'13"				小 田 原 市
148	根府川沖	N35° 12'36"	E139° 09'37"	○	小 田 原 市		
149	真鶴沖	N35° 09'43"	E139° 09'37"		神 奈 川 県		
150	吉浜沖	N35° 08'38"	E139° 07'45"	○	神 奈 川 県		

別表3 測定方法及び数値の取扱い方法

1 健康項目

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
カドミウム	JIS K 0102 55.2 電気加熱原子吸光法	0.0003	0.003 mg/L 以下
	〃 55.3 ICP 発光分光分析法		
	〃 55.4 ICP 質量分析法		
全 シ ア ン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2 吸光光度法	0.1	検出されないこと
	〃 38.1.2 及び 38.3 吸光光度法		
	〃 38.1.2 及び 38.5 流れ分析法		
鉛	JIS K 0102 54.1 フレーム原子吸光法	0.005	0.01 mg/L 以下
	〃 54.2 電気加熱原子吸光法		
	〃 54.3 ICP 発光分光分析法		
	〃 54.4 ICP 質量分析法		
六 価 ク ロ ム	JIS K 0102 65.2.1 ジフェニルカルバジド吸光光度法	0.02	0.05 mg/L 以下
	〃 65.2.3 電気加熱原子吸光法		
	〃 65.2.4 ICP 発光分光分析法		
	〃 65.2.5 ICP 質量分析法		
	〃 65.2.6 流れ分析法 (汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)		
砒 素	JIS K 0102 61.2 水素化物発生原子吸光法	0.005	0.01 mg/L 以下
	〃 61.3 水素化物発生 ICP 発光分光分析法		
	〃 61.4 ICP 質量分析法		
総 水 銀	環境基準告示 付表1 還元気化原子吸光光度法	0.0005	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	環境基準告示 付表2 GC法(ECD)	0.0005	検出されないこと
P C B	環境基準告示 付表3 GC法(ECD)	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.02 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
四 塩 化 炭 素	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.002 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.004 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.1 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.04 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	1 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		

項 目	測 定 方 法		報告下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
1,1,2-トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.006 mg/L 以下
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01 mg/L 以下
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01 mg/L 以下
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0004	0.002 mg/L 以下
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
チ ウ ラ ム	環境基準告示	付表 4 高速液体クロマトグラフ法	0.0006	0.006 mg/L 以下
シ マ ジ ン	環境基準告示	付表 5 の第 1 GC-MS 法	0.0003	0.003 mg/L 以下
	〃	付表 5 の第 2 GC 法 (FTD)		
チオベンカルブ	環境基準告示	付表 5 の第 1 GC-MS 法	0.002	0.02 mg/L 以下
	〃	付表 5 の第 2 GC 法 (ECD) (FTD)		
ベ ン ゼ ン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01 mg/L 以下
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
セ レ ン	JIS K 0102 67.2	水素化合物発生原子吸光法	0.002	0.01 mg/L 以下
	〃 67.3	水素化合物発生 ICP 発光分光分析法		
	〃 67.4	ICP 質量分析法		
硝 酸 性 窒 素	淡水	JIS K 0102 43.2.3 銅・カドミウム還元-ナフチル エチレンジアミン吸光光度法	0.05	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下
		〃 43.2.5 イオンクロマトグラフ法		
	〃 43.2.6 流れ分析法			
海水	JIS K 0102 43.2.3 銅・カドミウム還元-ナフチル エチレンジアミン吸光光度法	0.05		
	〃 43.2.6 流れ分析法			
亜硝酸性窒素	淡水	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法	0.05	
		〃 43.1.2 イオンクロマトグラフ法		
	〃 43.1.3 流れ分析法			
海水	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法	0.05		
	〃 43.1.3 流れ分析法			
ふ っ 素	JIS K 0102 34.1	吸光光度法 JIS K 0102 34.1 c) (注(6)第三文を除く。)に定め る方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で 妨害となる物質が共存しない場合にあつては、こ れを省略することができる。)及び環境基準告示 付表 6 イオンクロマトグラフ法 JIS K 0102 34.4	0.08	0.8 mg/L 以下
ほ う 素	JIS K 0102 47.1	メチレンブルー吸光光度法	0.02	1 mg/L 以下
	〃 47.3	ICP 発光分光分析法		
	〃 47.4	ICP 質量分析法		
1,4-ジオキサン	環境基準告示	付表 7 の第 1 活性炭抽出 GC-MS 法	0.005	0.05 mg/L 以下
	〃	付表 7 の第 2 ページ・トラップ GC-MS 法		
	〃	付表 7 の第 3 ヘッドスペース GC-MS 法		

2 生活環境項目

項目	測定方法		報告下限値 (mg/L)
pH	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法		—
B O D	JIS K 0102 21		0.1
C O D	JIS K 0102 17 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量		0.1
S S	環境基準告示 付表9		1
D O	JIS K 0102 32.1 よう素滴定法		0.1
	" 32.3 隔膜電極法		
	" 32.4 光学式センサ法		
大腸菌群数	環境基準告示 別表2備考4 最確数法		—
n-ヘキサン抽出物質	環境基準告示 付表14		0.5
全室素	淡水	JIS K 0102 45.2 紫外線吸光光度法 JIS K 0102 45.4 銅・カドミウムカラム還元法	0.05
	海水	JIS K 0102 45.4 銅・カドミウムカラム還元法	0.02
全燐	JIS K 0102 46.3.1 ペルオキシ二硫酸カリウム分解法		0.003
	" 46.3.1 備考12 加熱濃縮操作		
全亜鉛	JIS K 0102 53.1 フレーム原子吸光法		0.001
	" 53.2 電気加熱原子吸光法		
	" 53.3 ICP 発光分光分析法		
	" 53.4 ICP 質量分析法		
ノニルフェノール	環境基準告示 付表11 GC-MS 法		0.00006
直鎖アルキルベンゼン系脂肪酸及びその塩	環境基準告示 付表12 LC/MS/MS 法		0.0006

3 特殊項目

項目	測定方法		報告下限値 (mg/L)
フェノール類	JIS K 0102 28.1.1 及び 28.1.2 吸光光度法		0.005
銅	JIS K 0102 52.2 フレーム原子吸光法		0.01
	" 52.3 電気加熱原子吸光法		
	" 52.4 ICP 発光分光分析法		
	" 52.5 ICP 質量分析法		
溶解性鉄	JIS K 0102 57.2 フレーム原子吸光法		0.02
	" 57.3 電気加熱原子吸光法		
	" 57.4 ICP 発光分光分析法		
溶解性マンガン	JIS K 0102 56.2 フレーム原子吸光法		0.01
	" 56.3 電気加熱原子吸光法		
	" 56.4 ICP 発光分光分析法		
	" 56.5 ICP 質量分析法		
クロム	JIS K 0102 65.1.1 ジフェニルカルバジド吸光光度法		0.02
	" 65.1.3 電気加熱原子吸光法		
	" 65.1.4 ICP 発光分光分析法		
	" 65.1.5 ICP 質量分析法		
E P N	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法		0.0006
	" 付表1の第2 GC 法 (ECD) (FTD) (FPD)		
ニッケル	JIS K 0102 59.3 ICP 発光分光分析法		0.008
	環境庁通知 付表4 ICP 質量分析法		
	" 付表5 電気加熱原子吸光法		

4 その他項目

項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)
アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.1 及び 42.2 吸光光度法 " 42.1 及び 42.6 流れ分析法	0.04
磷酸態磷	JIS K 0102 46.1.1 吸光光度法 " 46.1.1 備考6 吸光光度法	河川・湖沼 0.005 海域 0.001
電気伝導率	JIS K 0102 13	1 (mS/m)
塩化物イオン	JIS K 0102 35.1 硝酸銀滴定法 " 35.3 イオンクロマトグラフ法	2
塩分	海洋観測指針 5.3 サリノメータ法	—
陰性界面活性剤	JIS K 0102 30.1.1 メチレンブルー吸光光度法 " 30.1.4 流れ分析法	0.03
クロロフィル a	上水試験方法 IV-2-25	—
トリハロメタン生成能	環境庁告示第 30 号別表に掲げる方法に準ずる方法	—
(クロロホルム生成能)		0.0001
(ブロモジクロロメタン生成能)		0.0001
(ジブロモクロロメタン生成能)		0.0001
(ブロモホルム生成能)		0.0001

(注 1) 表中の用語は、次による。

○JIS：日本工業規格

○環境基準告示：昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

○環境庁告示第 30 号：平成 7 年 6 月 16 日環境庁告示第 30 号

○環境庁通知：平成 5 年 4 月 28 日環水規第 121 号 (改定 平成 11 年 3 月 12 日付け環水企第 89 号、環水管第 69 号及び環水規第 79 号)

(注 2) 有効数字

- ・有効数字は 2 桁 (ただし、塩分は 4 桁) とし、3 桁目以下又は報告下限値を下回る桁については切り捨てる。ただし、pH については、小数第 2 位を四捨五入し小数点以下 1 桁までとし、DO については、小数第 2 位以下を切り捨て小数点以下 1 桁までとする。

(注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の報告値

- ・硝酸性窒素と亜硝酸性窒素については、両者の測定値の合計を求めた後に、(注 2) の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- ・硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が両方とも報告下限値未満の場合には、報告下限値未満とする。

(注 4) 環境基準値が複数物質の濃度の和とされている項目の報告値

- ・環境基準値が複数物質の濃度の和とされている環境基準項目 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く。) については、当該物質それぞれの定量下限値を次のとおり設定する。

項目	定量下限値 (mg/L)
ノニル フェノール	検量線作成時の最低濃度 (原則として $0.01 \mu\text{g/mL}$ 。ただし、検出が困難な異性体については $0.01 \sim 0.06 \mu\text{g/mL}$ の範囲で設定する。) に FID から求めた異性体組成比と濃縮倍率の逆数を乗じ、有効数字 2 桁で切り上げた値
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩	0.00002

- ・報告値については、まず、当該物質それぞれの測定値の合計を求めた後に、(注 2) の桁数処理を行う。ただし、当該物質の測定値のいずれかが前項で定める定量下限値未満の場合は、その定量下限値未満に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。

図2 相模湖水質測定地点

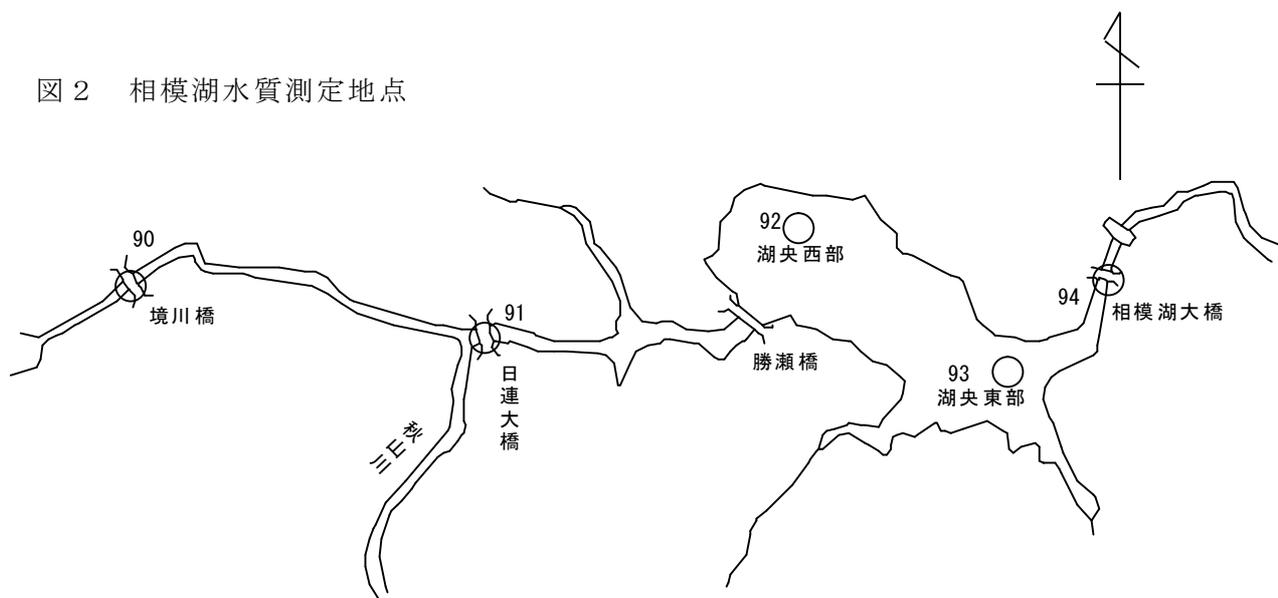


図3 津久井湖水質測定地点

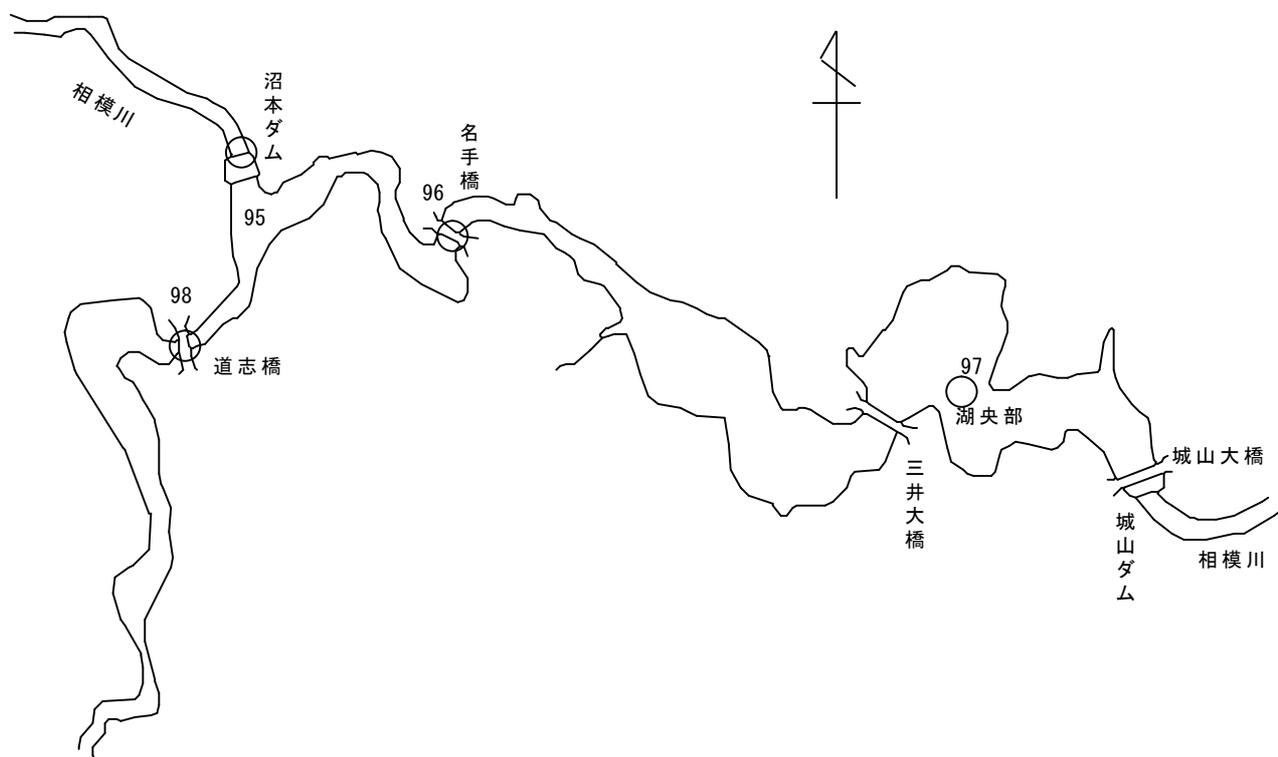


図4 芦ノ湖水質測定地点

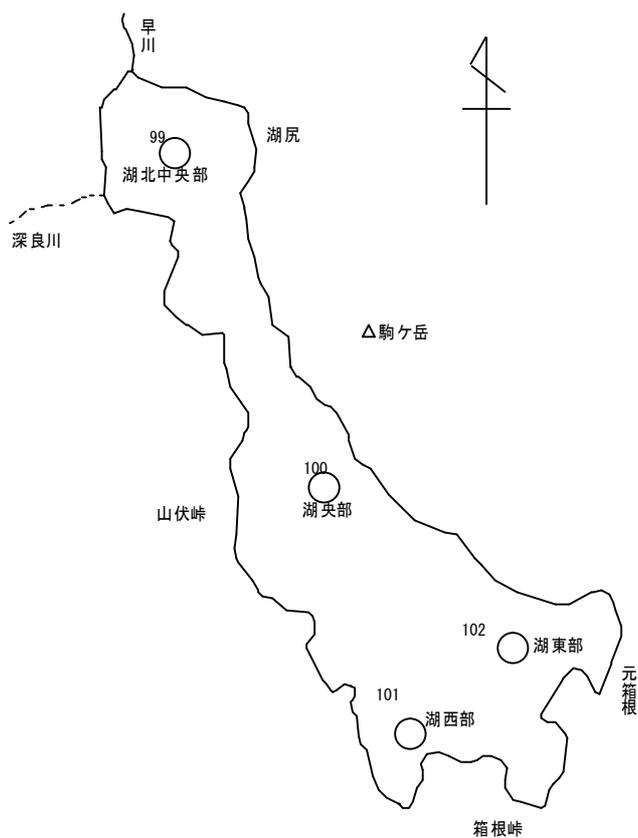


図5 丹沢湖水質測定地点

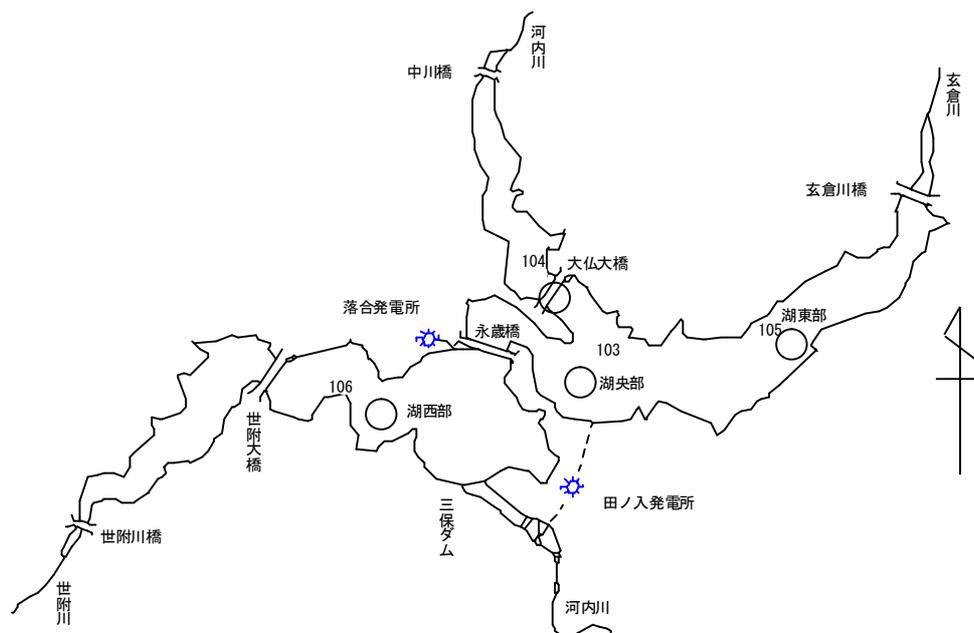


図6 宮ヶ瀬湖水質測定地点

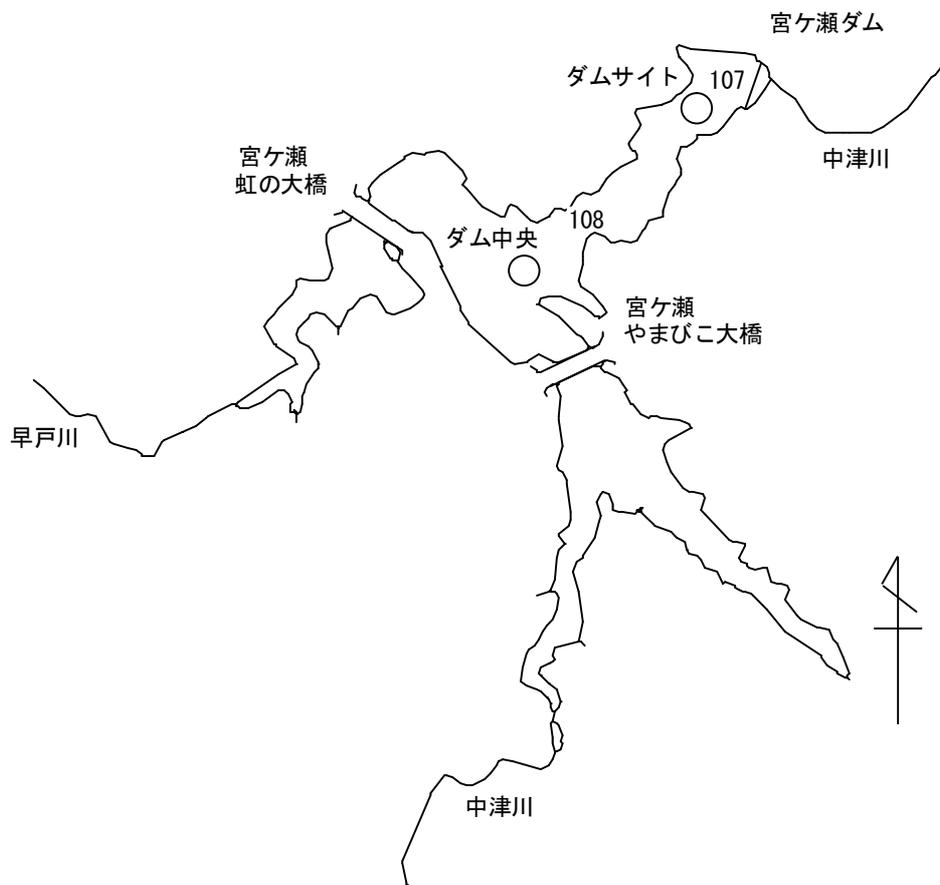
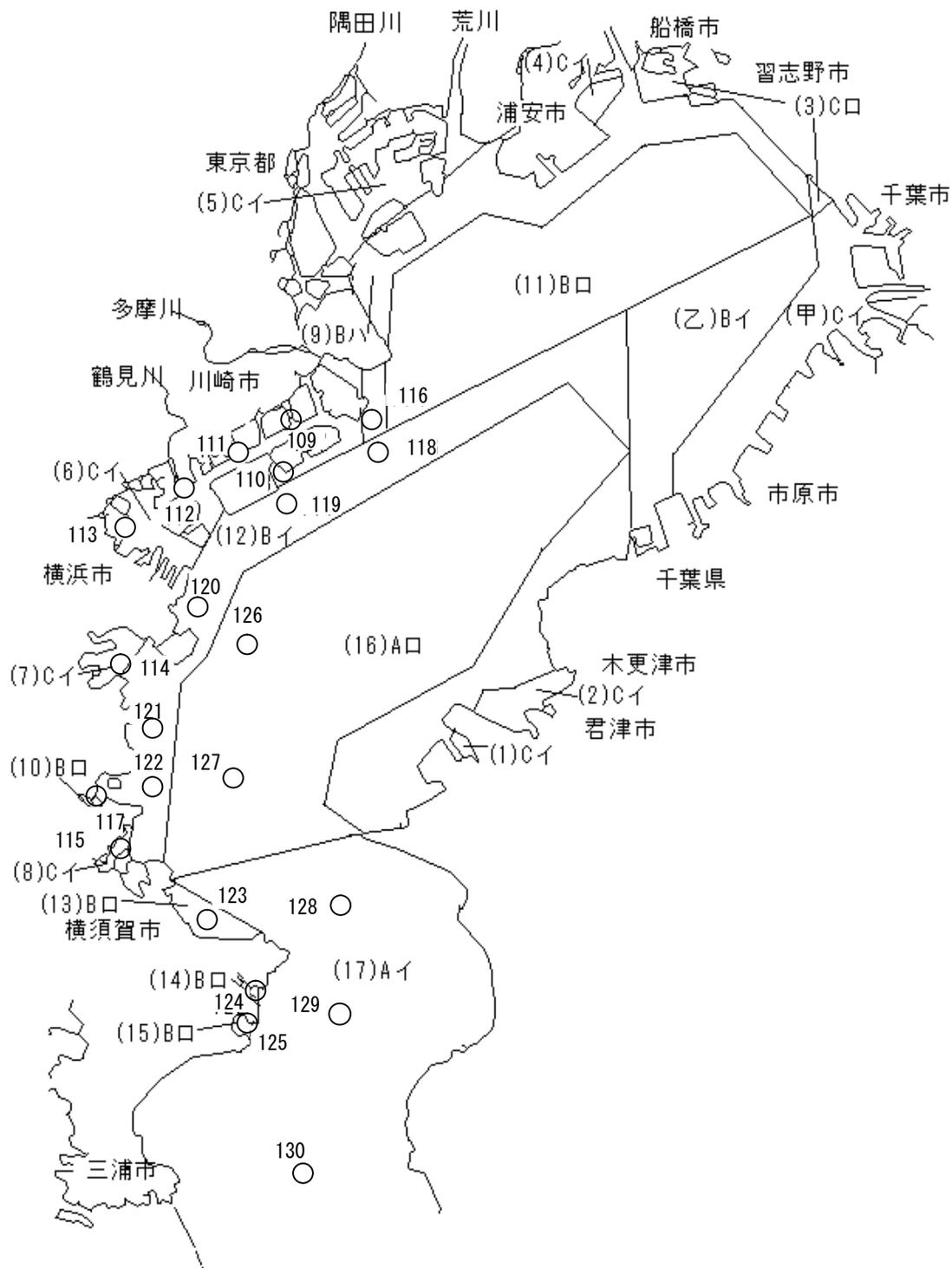
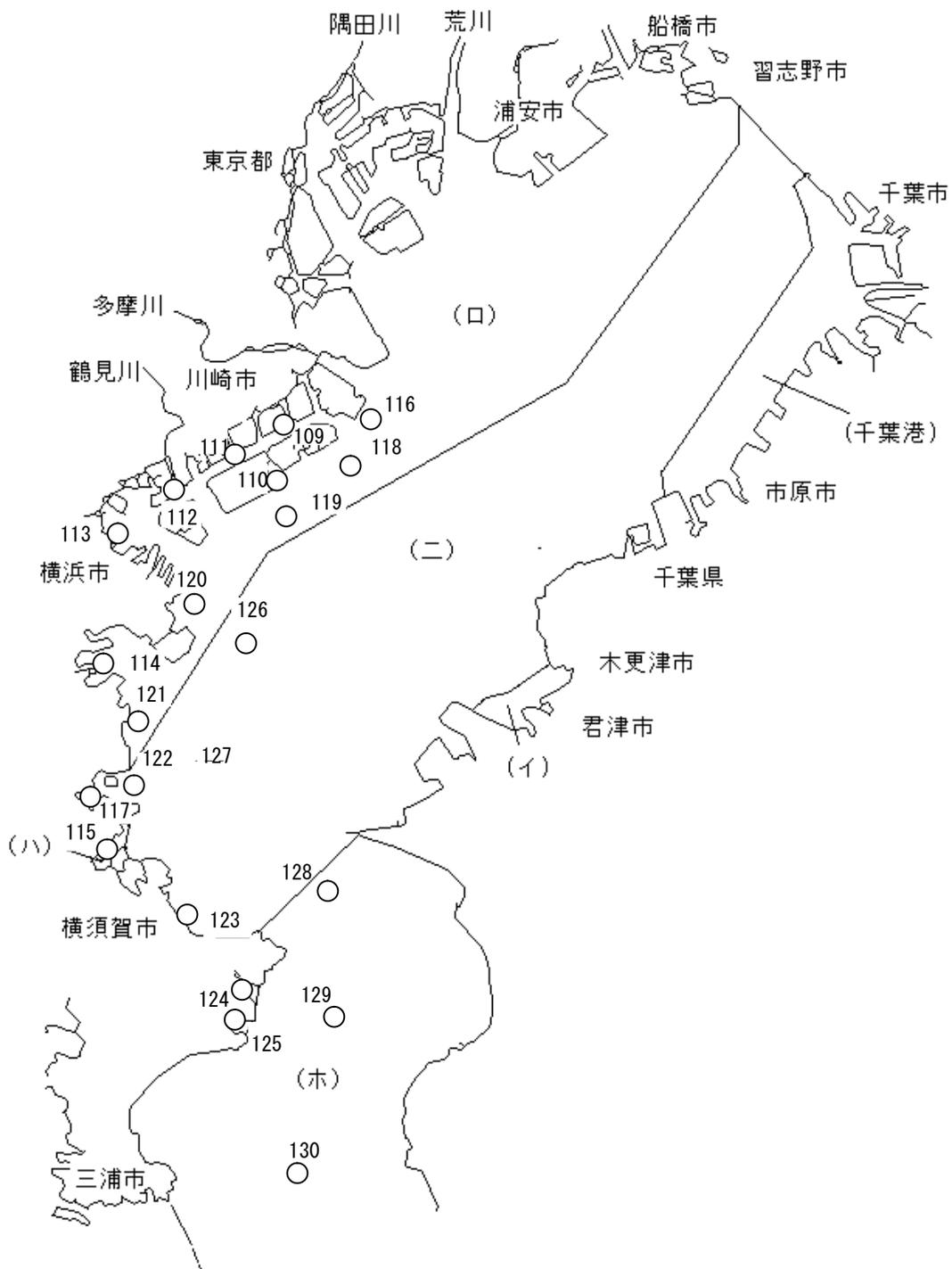


図 7 - 1 東京湾水質測定地点 (COD)



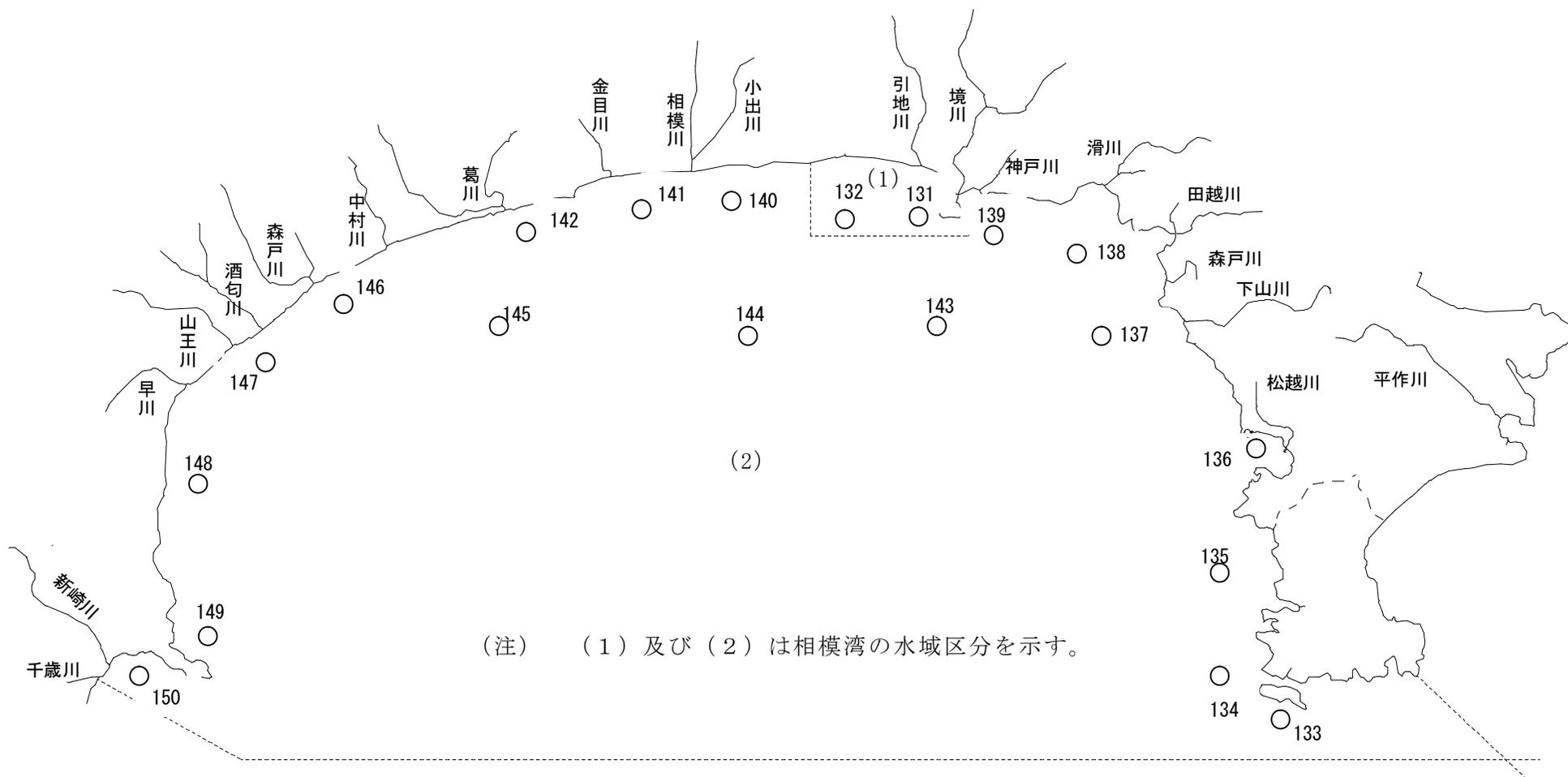
注 実線はCOD等に係る水域
区分を示し、(1)～(17)、
(甲)、(乙)はその水域を示す

図 7 - 2 東京湾水質測定地点（全窒素、全燐）



注 全窒素及び全燐に係る水域区分を示し、(イ)～(ホ)、(千葉港)はその水域を示す。

図8 相模湾水質測定地点



II 地下水質測定計画

平成 30 年度地下水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、神奈川県内の地下水質の測定について必要な事項を定めるものである。

2 実施期間

平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までとする。

3 調査の種類

調査の種類は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するため実施する水質調査とし、次の方式により調査を実施する。

ア 定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年的変化を調査する。

イ メッシュ調査

県内を 2 km メッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を原則 1 つ選定し、その井戸の水質について調査する。

なお、有害物質を使用した履歴がある工場・事業場等の立地状況や、地下水の利用の状況等を勘案した上で、さらに新たな地下水汚染を発見するために重点的な調査を必要とする場合は、重点メッシュとし、同一メッシュ内で複数地点を調査する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに、汚染原因の究明に資するために調査する。

(3) 継続監視調査

汚染地域について継続的に監視を行うために調査する。

なお、継続監視調査は、汚染が改善されたことが確認された時点で終了とする。

4 測定項目

原則として次に掲げるとおりとする。

調査の種類	測定項目	
概況調査	環境基準項目	(1) カドミウム (2) 全シアン (3) 鉛 (4) 六価クロム (5) 砒素 (6) 総水銀 (7) アルキル水銀 (*) (8) PCB (9) ジクロロメタン (10) 四塩化炭素 (11) クロロエチレン (12) 1, 2-ジクロロエタン (13) 1, 1-ジクロロエチレン (14) 1, 2-ジクロロエチレン (15) 1, 1, 1-トリクロロエタン (16) 1, 1, 2-トリクロロエタン (17) トリクロロエチレン (18) テトラクロロエチレン (19) 1, 3-ジクロロプロペン (20) チウラム (21) シマジン (22) チオベンカルブ (23) ベンゼン (24) セレン (25) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (26) ふっ素 (27) ほう素 (28) 1, 4-ジオキサン *アルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ測定する。
	一般項目	(29) 電気伝導率 (30) pH (31) 水温 (32) 臭気 (33) 外観
汚染井戸周辺地区調査	汚染範囲を確認するために必要な項目	
継続監視調査	基準超過項目、超過のおそれのある項目及び一般項目	

- 5 測定頻度
概況調査及び継続監視調査は、原則として年1回、10月に実施とする。
- 6 測定地点及び測定機関
別表1に掲げるとおりとする。
- 7 測定方法等
測定方法及び測定結果の数値の取扱いは、別表2に掲げる方法による。
- 8 測定結果の報告
測定機関は、測定結果を地下水質測定結果報告書（別に定める様式）により神奈川県知事に報告する。
- 9 測定結果の公表
地下水質測定計画に基づき各測定機関が行った測定結果の公表は、各測定機関が個別に行うほか、神奈川県知事が取りまとめて行う。
- 10 その他
この計画に定めない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

別表1 測定地点及び測定機関

1 総括表

調査区分	概況調査			継続監視調査	合計
	定点調査	メッシュ調査	計		
地点数	97	106	203	136	339

内 訳

(1) 深度区分

	浅井戸	深井戸	不明	計
定点調査	69	28	0	97
メッシュ調査	70	18	18	106
継続監視調査	114	20	2	136
総 計	253	66	20	339

- (注) ・「浅井戸」… 不圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されやすい。
 ・「深井戸」… 被圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されにくい。
 (不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度が30mを目途に分類)

(2) 用途区分

	一般 飲用	生活 用水	工業 用水	農業 用水	営業 用水	飲用 原料	池用水	水道 水源	その他	不明	計
定点調査	20	44	12	2	5	0	3	0	11	0	97
メッシュ調査	12	66	2	1	3	0	0	0	6	16	106
継続監視調査	4	95	8	7	7	0	3	0	12	0	136
総 計	36	205	22	10	15	0	6	0	29	16	339

- (注) ・「一般飲用」… 主に一般家庭で飲用として用いられているもの。(量の大小は問わない)
 ・「生活用水」… 主に一般家庭で洗濯、風呂、洗車、水まき等に用いられているもの。
 ・「営業用水」… 銭湯等に用いられているもの。
 ・「飲用原料」… 飲料水を製造する原料として用いられているもの。
 ・「その他」… その他の利用用途のもの。(現在使用していないものを含む)

2 概況調査

(1) 定点調査

調査 番号	測定地点	井戸の諸元		測定機関
		浅・深井戸の別	用途	
1	横浜市都筑区折本町	浅井戸	生活用水	横浜市
2	横浜市緑区いぶき野	浅井戸	生活用水	横浜市
3	横浜市保土ヶ谷区東川島町	浅井戸	生活用水	横浜市
4	横浜市中区本牧元町	浅井戸	生活用水	横浜市
5	横浜市港南区上大岡東	浅井戸	生活用水	横浜市
6	横浜市泉区下飯田町	浅井戸	生活用水	横浜市
7	川崎市麻生区黒川	深井戸	農業用水	川崎市
8	川崎市麻生区上麻生	浅井戸	生活用水	川崎市
9	川崎市麻生区高石	浅井戸	生活用水	川崎市
10	川崎市麻生区下麻生	浅井戸	生活用水	川崎市
11	川崎市宮前区菅生	深井戸	営業用水	川崎市
12	川崎市宮前区馬絹	浅井戸	生活用水	川崎市
13	川崎市中原区下小田中	浅井戸	生活用水	川崎市
14	川崎市幸区南加瀬	浅井戸	生活用水	川崎市
15	川崎市川崎区大島	浅井戸	営業用水	川崎市
16	横須賀市小原台	浅井戸	生活用水	横須賀市
17	横須賀市秋谷	浅井戸	生活用水	横須賀市
18	藤沢市辻堂新町	深井戸	その他	藤沢市
19	藤沢市辻堂	浅井戸	生活用水	藤沢市
20	藤沢市鵠沼石上	浅井戸	生活用水	藤沢市
21	藤沢市片瀬	深井戸	工業用水	藤沢市
22	藤沢市長後	浅井戸	生活用水	藤沢市
23	藤沢市打戻	浅井戸	生活用水	藤沢市
24	藤沢市天神町	深井戸	その他	藤沢市
25	藤沢市本藤沢	浅井戸	その他	藤沢市
26	相模原市南区相武台	深井戸	営業用水	相模原市
27	相模原市中央区田名塩田	浅井戸	その他	相模原市
28	相模原市中央区千代田	深井戸	営業用水	相模原市
29	相模原市南区磯部	浅井戸	生活用水	相模原市
30	相模原市南区文京	深井戸	一般飲用	相模原市
31	相模原市緑区西橋本	深井戸	工業用水	相模原市
32	相模原市緑区広田	深井戸	工業用水	相模原市
33	相模原市緑区中野	深井戸	一般飲用	相模原市
34	相模原市緑区若柳	浅井戸	一般飲用	相模原市
35	相模原市緑区吉野	浅井戸	一般飲用	相模原市
36	小田原市早川	浅井戸	一般飲用	小田原市
37	小田原市下大井	深井戸	一般飲用	小田原市
38	小田原市成田	深井戸	一般飲用	小田原市
39	小田原市酒匂	浅井戸	一般飲用	小田原市
40	大和市深見	浅井戸	生活用水	大和市
41	大和市上草柳	深井戸	池用水	大和市
42	大和市上草柳	浅井戸	生活用水	大和市
43	大和市草柳	深井戸	一般飲用	大和市
44	平塚市北金目	深井戸	生活用水	平塚市
45	平塚市南金目	浅井戸	生活用水	平塚市
46	平塚市片岡	浅井戸	その他	平塚市
47	平塚市土屋	浅井戸	生活用水	平塚市
48	平塚市新町	浅井戸	工業用水	平塚市
49	平塚市新町	深井戸	工業用水	平塚市
50	平塚市久領堤	深井戸	工業用水	平塚市
51	平塚市札幌町	浅井戸	生活用水	平塚市
52	厚木市金田	深井戸	工業用水	厚木市
53	厚木市戸室	浅井戸	池用水	厚木市
54	厚木市小野	浅井戸	生活用水	厚木市
55	厚木市戸田	浅井戸	生活用水	厚木市
56	厚木市戸田	深井戸	農業用水	厚木市
57	厚木市金田	浅井戸	生活用水	厚木市
58	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水	茅ヶ崎市
59	茅ヶ崎市甘沼	深井戸	一般飲用	茅ヶ崎市
60	茅ヶ崎市本村	深井戸	生活用水	茅ヶ崎市

調査 番号	測定地点	井戸の諸元		測定機関
		浅・深井戸の別	用途	
61	鎌倉市小町	浅井戸	その他	神奈川県
62	逗子市逗子	浅井戸	生活用水	神奈川県
63	三浦市三崎町六合	浅井戸	生活用水	神奈川県
64	秦野市菩提	浅井戸	生活用水	神奈川県
65	秦野市堀西	浅井戸	生活用水	神奈川県
66	秦野市末広町	浅井戸	生活用水	神奈川県
67	秦野市鶴巻南	浅井戸	その他	神奈川県
68	秦野市下大槻	浅井戸	その他	神奈川県
69	伊勢原市下糟屋	浅井戸	一般飲用	神奈川県
70	伊勢原市鈴川	浅井戸	その他	神奈川県
71	伊勢原市神戸	深井戸	工業用水	神奈川県
72	海老名市下今泉	浅井戸	一般飲用	神奈川県
73	海老名市大谷北	浅井戸	一般飲用	神奈川県
74	海老名市大谷北	深井戸	一般飲用	神奈川県
75	座間市緑ヶ丘	浅井戸	営業用水	神奈川県
76	座間市栗原	浅井戸	一般飲用	神奈川県
77	座間市ひばりが丘	深井戸	工業用水	神奈川県
78	南足柄市関本	浅井戸	一般飲用	神奈川県
79	綾瀬市小園	浅井戸	生活用水	神奈川県
80	綾瀬市深谷中	浅井戸	その他	神奈川県
81	葉山町一色	浅井戸	生活用水	神奈川県
82	寒川町小動	浅井戸	生活用水	神奈川県
83	寒川町一之宮	浅井戸	生活用水	神奈川県
84	大磯町大磯	浅井戸	一般飲用	神奈川県
85	二宮町二宮	浅井戸	その他	神奈川県
86	中井町井ノ口	深井戸	一般飲用	神奈川県
87	中井町比奈窪	深井戸	池用水	神奈川県
88	大井町西大井	浅井戸	生活用水	神奈川県
89	松田町松田庶子	浅井戸	生活用水	神奈川県
90	山北町山北	浅井戸	工業用水	神奈川県
91	開成町吉田島	浅井戸	一般飲用	神奈川県
92	箱根町湯本	浅井戸	生活用水	神奈川県
93	真鶴町真鶴	浅井戸	生活用水	神奈川県
94	湯河原町宮下	浅井戸	生活用水	神奈川県
95	愛川町田代	浅井戸	工業用水	神奈川県
96	愛川町中津	深井戸	工業用水	神奈川県
97	清川村煤ヶ谷	浅井戸	一般飲用	神奈川県

(2) メッシュ調査

調査メッシュ番号	測定地点	井戸の諸元		測定機関
		浅・深井戸の別	用途	
2493	横浜市青葉区荏子田	浅井戸	生活用水	横浜市
2485	横浜市青葉区新石川	浅井戸	生活用水	横浜市
2378	横浜市青葉区奈良町	浅井戸	生活用水	横浜市
2470	横浜市青葉区鴨志田町	浅井戸	生活用水	横浜市
2472	横浜市青葉区大場町	浅井戸	生活用水	横浜市
2464	横浜市都筑区荏田南町	浅井戸	生活用水	横浜市
2467	横浜市都筑区南山田町	浅井戸	生活用水	横浜市
2478	横浜市都筑区東山田町	浅井戸	生活用水	横浜市
2561	横浜市港北区日吉本町	浅井戸	生活用水	横浜市
2448	横浜市港北区新吉田町	浅井戸	生活用水	横浜市
2551	横浜市港北区箕輪町	浅井戸	生活用水	横浜市
1443	横浜市旭区南本宿町	浅井戸	生活用水	横浜市
1444	横浜市保土ヶ谷区今井町	浅井戸	生活用水	横浜市
1457	横浜市保土ヶ谷区峰岡町	浅井戸	生活用水	横浜市
1458	横浜市西区南軽井沢	浅井戸	生活用水	横浜市
1339	横浜市瀬谷区阿久和西	浅井戸	生活用水	横浜市
1430	横浜市瀬谷区阿久和南	浅井戸	生活用水	横浜市
1423	横浜市戸塚区名瀬町	浅井戸	生活用水	横浜市
1424	横浜市戸塚区品濃町	浅井戸	生活用水	横浜市
1437	横浜市保土ヶ谷区霞台	浅井戸	生活用水	横浜市
1429	横浜市南区三春台	浅井戸	生活用水	横浜市
1521	横浜市中区元町	浅井戸	生活用水	横浜市
1522	横浜市中区上野町	浅井戸	生活用水	横浜市
2536	川崎市川崎区宮本町	浅井戸	生活用水	川崎市
2562	川崎市幸区北加瀬	浅井戸	生活用水	川崎市
3503	川崎市中原区上丸子天神町	浅井戸	生活用水	川崎市
3418	川崎市高津区下作延	浅井戸	一般飲用	川崎市
3414	川崎市宮前区菅生	浅井戸	一般飲用	川崎市
3445	川崎市多摩区宿河原	浅井戸	農業用水	川崎市
3440	川崎市麻生区細山	浅井戸	生活用水	川崎市
3410	川崎市麻生区上麻生	浅井戸	一般飲用	川崎市
3347	川崎市麻生区黒川	浅井戸	生活用水	川崎市
7479	横須賀市鷹取	浅井戸	生活用水	横須賀市
7523	横須賀市不入斗町	浅井戸	生活用水	横須賀市
7524	横須賀市富士見町	浅井戸	生活用水	横須賀市
7531	横須賀市西逸見町	浅井戸	生活用水	横須賀市
7540	横須賀市田浦大作町	浅井戸	生活用水	横須賀市
7560	横須賀市浦郷町	浅井戸	生活用水	横須賀市
7580	横須賀市追浜本町	浅井戸	生活用水	横須賀市
0328	藤沢市大鋸	深井戸	その他	藤沢市
0309	藤沢市藤沢	浅井戸	その他	藤沢市
7389	藤沢市片瀬	深井戸	その他	藤沢市
7396	藤沢市辻堂東海岸	深井戸	その他	藤沢市
2276	相模原市中央区田名	深井戸	営業用水	相模原市
2324	相模原市南区東林間	深井戸	一般飲用	相模原市
2331	相模原市南区麻溝台	深井戸	一般飲用	相模原市
2371	相模原市中央区高根	深井戸	生活用水	相模原市
3206	相模原市緑区橋本台	深井戸	その他	相模原市
3141	相模原市緑区小淵	浅井戸	営業用水	相模原市
3145	相模原市緑区与瀬	浅井戸	その他	相模原市
3213	相模原市緑区谷ヶ原	浅井戸	生活用水	相模原市
2263	相模原市緑区葉山島	深井戸	営業用水	相模原市
2175	相模原市緑区青野原	浅井戸	一般飲用	相模原市
7126	小田原市小八幡	浅井戸	生活用水	小田原市
7147	小田原市前川	浅井戸	生活用水	小田原市
7155	小田原市田島	浅井戸	生活用水	小田原市
7164	小田原市永塚	浅井戸	生活用水	小田原市

調査メッシュ番号	測定地点	井戸の諸元		測定機関
		浅・深井戸の別	用途	
2304	大和市中心林間西	深井戸	生活用水	大和市
1375	大和市上草柳	深井戸	工業用水	大和市
0211	平塚市土屋	浅井戸	生活用水	平塚市
0215	平塚市長持	浅井戸	生活用水	平塚市
0218	平塚市東八幡	浅井戸	生活用水	平塚市
0244	平塚市岡崎	浅井戸	生活用水	平塚市
0259	平塚市田村	浅井戸	生活用水	平塚市
1233	厚木市七沢	浅井戸	生活用水	厚木市
1243	厚木市七沢	浅井戸	生活用水	厚木市
2204	厚木市上荻野	浅井戸	生活用水	厚木市
2205	厚木市上荻野	浅井戸	生活用水	厚木市
2213	厚木市上荻野	浅井戸	生活用水	厚木市
0342	茅ヶ崎市行谷	浅井戸	生活用水	茅ヶ崎市
0322	茅ヶ崎市松風台	浅井戸	生活用水	茅ヶ崎市
0334	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水	茅ヶ崎市
0122	秦野市千村	浅井戸	一般飲用	神奈川県
0137	秦野市今泉	深井戸	生活用水	神奈川県
0138	秦野市上大槻	深井戸	一般飲用	神奈川県
0152	秦野市八沢	深井戸	生活用水	神奈川県
0155	秦野市堀川	深井戸	一般飲用	神奈川県
0146	秦野市平沢	浅井戸	一般飲用	神奈川県
0149	秦野市南矢名	浅井戸	一般飲用	神奈川県
0164	秦野市堀山下	不明	不明	神奈川県
0166	秦野市曾屋	深井戸	工業用水	神奈川県
0178	秦野市東田原	不明	生活用水	神奈川県
0185	秦野市横野	不明	生活用水	神奈川県
0187	秦野市西田原	深井戸	一般飲用	神奈川県
0240	秦野市南矢名	浅井戸	生活用水	神奈川県
0221	秦野市下大槻	不明	不明	神奈川県
1311	海老名市今里	不明	不明	神奈川県
1320	海老名市中新田	不明	不明	神奈川県
1341	海老名市中央	不明	不明	神奈川県
0381	海老名市本郷	不明	不明	神奈川県
1363	海老名市東柏ヶ谷	不明	不明	神奈川県
1361	海老名市上今泉	不明	不明	神奈川県
0299	海老名市中野	不明	不明	神奈川県
1313	綾瀬市吉岡	浅井戸	生活用水	神奈川県
1305	綾瀬市落合北	浅井戸	生活用水	神奈川県
1332	綾瀬市小園	浅井戸	生活用水	神奈川県
1325	綾瀬市深谷中	深井戸	生活用水	神奈川県
1343	綾瀬市寺尾西	浅井戸	生活用水	神奈川県
1344	綾瀬市寺尾本町	浅井戸	生活用水	神奈川県
2216	愛川町中津	不明	不明	神奈川県
2223	愛川町角田	不明	不明	神奈川県
2226	愛川町中津	不明	不明	神奈川県
2235	愛川町角田	不明	不明	神奈川県
2251	愛川町半原	不明	不明	神奈川県
2243	愛川町三増	不明	不明	神奈川県
2245	愛川町角田	不明	不明	神奈川県

(3) 継続監視調査

調査 番号	測定地点	井戸の諸元		測定項目	測定機関
		浅・深井戸の別	用途		
1	横浜市鶴見区上末吉	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
2	横浜市鶴見区東寺尾	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
3	横浜市神奈川区松見町	浅井戸	池用水	(25)	横浜市
4	横浜市神奈川区西寺尾	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
5	横浜市神奈川区六角橋	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
6	横浜市神奈川区六角橋	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
7	横浜市港北区高田町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
8	横浜市港北区高田町	浅井戸	その他	(25)	横浜市
9	横浜市港北区菊名	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
10	横浜市都筑区東方町	浅井戸	生活用水	(3) (25)	横浜市
11	横浜市都筑区大熊町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
12	横浜市都筑区折本町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
13	横浜市青葉区市ケ尾町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
14	横浜市緑区長津田町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
15	横浜市瀬谷区橋戸	浅井戸	生活用水	(13) (14) (15) (17) (18)	横浜市
16	横浜市瀬谷区相沢	深井戸	生活用水	(13) (14) (15) (17) (18)	横浜市
17	横浜市旭区中尾	浅井戸	生活用水	(13) (14) (15) (17) (18)	横浜市
18	横浜市旭区下川井町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
19	横浜市保土ヶ谷区宮田町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
20	横浜市中区本牧元町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
21	横浜市南区六ツ川	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
22	横浜市戸塚区平戸町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
23	横浜市戸塚区平戸町	深井戸	農業用水	(25)	横浜市
24	横浜市泉区岡津町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
25	横浜市泉区和泉町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
26	横浜市泉区新橋町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
27	横浜市金沢区寺前	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
28	横浜市旭区今川町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
29	川崎市宮前区土橋	深井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
30	川崎市幸区東古市場	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
31	川崎市多摩区栗谷	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
32	川崎市宮前区野川	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
33	川崎市多摩区堰	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
34	川崎市高津区末長	深井戸	工業用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
35	川崎市高津区蟹ヶ谷	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
36	川崎市川崎区堤根	浅井戸	その他	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
37	川崎市川崎区浜町	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
38	川崎市宮前区菅生	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
39	川崎市宮前区犬蔵	浅井戸	その他	(25)	川崎市
40	川崎市多摩区堰	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
41	川崎市麻生区細山	浅井戸	その他	(25)	川崎市
42	川崎市宮前区野川	浅井戸	農業用水	(25)	川崎市
43	川崎市高津区久末	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
44	川崎市宮前区初山	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
45	川崎市高津区梶ヶ谷	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18) (28)	川崎市
46	川崎市中原区上小田中	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
47	川崎市高津区末長	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
48	川崎市高津区久末	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18) (25)	川崎市
49	川崎市高津区坂戸	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
50	川崎市高津区二子	浅井戸	農業用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市

調査 番号	測定地点	井戸の諸元		測定項目	測定機関
		浅・深井戸の別	用 途		
51	川崎市高津区二子	浅井戸	農業用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
52	川崎市幸区小向仲野町	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
53	川崎市幸区小向町	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
54	川崎市中原区上平間	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
55	横須賀市長井	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
56	横須賀市須軽谷	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
57	横須賀市長沢	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
58	横須賀市長井	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
59	横須賀市津久井	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
60	横須賀市長井	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
61	横須賀市西浦賀	浅井戸	生活用水	(5)	横須賀市
62	藤沢市石川	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	藤沢市
63	藤沢市本藤沢	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	藤沢市
64	藤沢市遠藤	浅井戸	生活用水	(25)	藤沢市
65	藤沢市亀井野	浅井戸	生活用水	(25)	藤沢市
66	相模原市南区上鶴間	浅井戸	営業用水	(10) (15) (17) (18)	相模原市
67	相模原市南区鶴野森	浅井戸	営業用水	(10) (15) (17) (18)	相模原市
68	相模原市中央区東淵野辺	浅井戸	その他	(10) (15) (17) (18)	相模原市
69	相模原市緑区大島	浅井戸	生活用水	(25)	相模原市
70	相模原市中央区田名	浅井戸	工業用水	(25)	相模原市
71	相模原市南区西大沼	浅井戸	一般飲用	(25)	相模原市
72	相模原市緑区日連	浅井戸	生活用水	(25)	相模原市
73	相模原市緑区大島	浅井戸	営業用水	(25)	相模原市
74	小田原市久野	浅井戸	生活用水	(15) (17)	小田原市
75	大和市上和田	浅井戸	生活用水	(25)	大和市
76	大和市深見東	深井戸	工業用水	(4)	大和市
77	平塚市上吉沢	浅井戸	その他	(25)	平塚市
78	平塚市下吉沢	浅井戸	生活用水	(25)	平塚市
79	平塚市代官町	浅井戸	生活用水	(18)	平塚市
80	平塚市四之宮	浅井戸	生活用水	(18)	平塚市
81	平塚市土屋	深井戸	農業用水	(25)	平塚市
82	平塚市吉際	浅井戸	その他	(25)	平塚市
83	平塚市万田	浅井戸	生活用水	(25)	平塚市
84	平塚市千須谷	深井戸	一般飲用	(25)	平塚市
85	平塚市豊田打間木	浅井戸	生活用水	(25)	平塚市
86	平塚市纏	浅井戸	生活用水	(5)	平塚市
87	平塚市大神	浅井戸	生活用水	(25)	平塚市
88	厚木市戸室	深井戸	営業用水	(15) (17) (18)	厚木市
89	厚木市上古沢	浅井戸	池用水	(17)	厚木市
90	厚木市上依知	深井戸	工業用水	(13) (14) (15) (17) (18)	厚木市
91	厚木市旭町	深井戸	生活用水	(14) (17)	厚木市
92	厚木市棚沢	浅井戸	生活用水	(25)	厚木市
93	厚木市飯山	深井戸	生活用水	(27)	厚木市
94	厚木市下川入	浅井戸	生活用水	(17) (18)	厚木市
95	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水	(25)	茅ヶ崎市
96	茅ヶ崎市下寺尾	浅井戸	生活用水	(25)	茅ヶ崎市
97	茅ヶ崎市赤羽根	浅井戸	生活用水	(25)	茅ヶ崎市
98	茅ヶ崎市十間坂	浅井戸	生活用水	(13) (14) (17)	茅ヶ崎市
99	茅ヶ崎市本村	浅井戸	生活用水	(13) (14) (17)	茅ヶ崎市
100	茅ヶ崎市円蔵	浅井戸	生活用水	(25)	茅ヶ崎市

調査 番号	測定地点	井戸の諸元		測定項目	測定機関
		浅・深井戸の別	用 途		
101	鎌倉市材木座	浅井戸	生活用水	(5)	神奈川県
102	鎌倉市台	浅井戸	生活用水	(11) (14) (17) (28)	神奈川県
103	鎌倉市大町	浅井戸	生活用水	(5)	神奈川県
104	三浦市南下浦町毘沙門	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
105	三浦市栄町	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
106	三浦市三崎町諸磯	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
107	三浦市南下浦町金田	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
108	三浦市南下浦町金田	浅井戸	池用水	(25)	神奈川県
109	三浦市初声町和田	不明	その他	(25)	神奈川県
110	三浦市南下浦町上宮田	不明	生活用水	(25)	神奈川県
111	秦野市戸川	深井戸	工業用水	(10) (11) (15) (17) (18) (28)	神奈川県
112	秦野市曽屋	深井戸	工業用水	(11) (15) (16) (17) (18) (28)	神奈川県
113	秦野市南矢名	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
114	秦野市今泉	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
115	秦野市堀山下	浅井戸	その他	(25)	神奈川県
116	秦野市上大槻	浅井戸	その他	(25)	神奈川県
117	秦野市鶴巻	浅井戸	その他	(25)	神奈川県
118	伊勢原市沼目	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
119	伊勢原市西富岡	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
120	伊勢原市伊勢原	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
121	海老名市本郷	深井戸	営業用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18) (28)	神奈川県
122	海老名市本郷	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
123	海老名市大谷北	浅井戸	一般飲用	(25)	神奈川県
124	座間市広野台	深井戸	営業用水	(11) (17) (18) (28)	神奈川県
125	綾瀬市小園	深井戸	工業用水	(5)	神奈川県
126	綾瀬市早川	浅井戸	その他	(25)	神奈川県
127	綾瀬市早川	深井戸	農業用水	(25)	神奈川県
128	綾瀬市吉岡	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
129	綾瀬市落合南	深井戸	農業用水	(25)	神奈川県
130	綾瀬市吉岡	浅井戸	生活用水	(11) (18) (28)	神奈川県
131	綾瀬市深谷中	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
132	寒川町一之宮	深井戸	工業用水	(11) (14) (17) (18) (28)	神奈川県
133	大磯町国府本郷	浅井戸	一般飲用	(25)	神奈川県
134	大磯町生沢	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
135	中井町井ノ口	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
136	松田町寄	深井戸	営業用水	(25)	神奈川県

別表 2 測定方法及び数値の取扱い方法

1 環境基準項目

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
カ ド ミ ウ ム	JIS K 0102 55.2 電気加熱原子吸光法	0.0003	0.003 mg/L 以下
	〃 55.3 ICP 発光分光分析法		
	〃 55.4 ICP 質量分析法		
全 シ ア ン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2 吸光光度法	0.1	検出されないこと
	〃 38.1.2 及び 38.3 吸光光度法		
	〃 38.1.2 及び 38.5 流れ分析法		
鉛	JIS K 0102 54.1 フルム原子吸光法	0.005	0.01 mg/L 以下
	〃 54.2 電気加熱原子吸光法		
	〃 54.3 ICP 発光分光分析法		
	〃 54.4 ICP 質量分析法		
六 価 ク ロ ム	JIS K 0102 65.2.1 ジフェニルカルバジド 吸光光度法	0.02	0.05 mg/L 以下
	〃 65.2.3 電気加熱原子吸光法		
	〃 65.2.4 ICP 発光分光分析法		
	〃 65.2.5 ICP 質量分析法		
	〃 65.2.6 流れ分析法		
砒 素	JIS K 0102 61.2 水素化物発生原子吸光法	0.005	0.01 mg/L 以下
	〃 61.3 水素化物発生 ICP 発光分光分析法		
	〃 61.4 ICP 質量分析法		
総 水 銀	環境基準告示 付表1 還元気化原子吸光光度法	0.0005	0.0005 mg/L 以下
ア ル キ ル 水 銀	環境基準告示 付表2 GC 法 (ECD)	0.0005	検出されないこと
P C B	環境基準告示 付表3 GC 法 (ECD)	0.0005	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.02 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
四 塩 化 炭 素	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.002 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
ク ロ ロ エ チ レ ン	環境庁告示第10号 付表の第1 パージ・トラップ GC-MS 法 〃 付表の第2 ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.004 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.1 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	1, 2-ジクロロエチレン 0.04 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.04 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	1 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.006 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0004	0.002 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		

項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
チウラム	環境基準告示 付表4 高速液体クロマトグラフ法	0.0006	0.006 mg/L 以下
シマジン	環境基準告示 付表5の第1 GC-MS法 " 付表5の第2 GC法 (FTD)	0.0003	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	環境基準告示 付表5の第1 GC-MS法 " 付表5の第2 GC法 (FTD) (ECD)	0.002	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS法	0.0002	0.01 mg/L 以下
セレン	JIS K 0102 67.2 水素化合物発生原子吸光法 " 67.3 水素化合物発生 ICP 発光分光分析法 " 67.4 ICP 質量分析法	0.002	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.3 銅・カドミウム還元-ナフチルレニンジアン吸光光度法 " 43.2.5 イオンクロマトグラフ法 " 43.2.6 流れ分析法	0.05	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルレニンジアン吸光光度法 " 43.1.2 イオンクロマトグラフ法 " 43.1.3 流れ分析法	0.05	10 mg/L 以下
ふっ素	JIS K 0102 34.1 吸光光度法 " 34.1(c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示 付表6 イオンクロマトグラフ法 JIS K 0102 34.4 流れ分析法	0.08	0.8 mg/L 以下
ほう素	JIS K 0102 47.1 メチレンブルー吸光光度法 " 47.3 ICP 発光分光分析法 " 47.4 ICP 質量分析法	0.02	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	環境基準告示 付表7の第1 活性炭抽出 GC-MS法 " 付表7の第2 パージ・トラップ GC-MS法 " 付表7の第3 ヘッドスペース GC-MS法	0.005	0.05 mg/L 以下

2 一般項目

項目	測定方法	報告下限値	(参考) 評価基準値
電気伝導率	JIS K 0102 13	1 mS/m	—
pH	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法	—	5.8 以上 8.6 以下

(注1) 表中の用語は、次による。

○JIS：日本工業規格

○環境基準告示：昭和46年12月28日環境庁告示第59号

○環境庁告示第10号：平成9年3月13日環境庁告示第10号

(注2) 有効数字

ア 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

イ 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

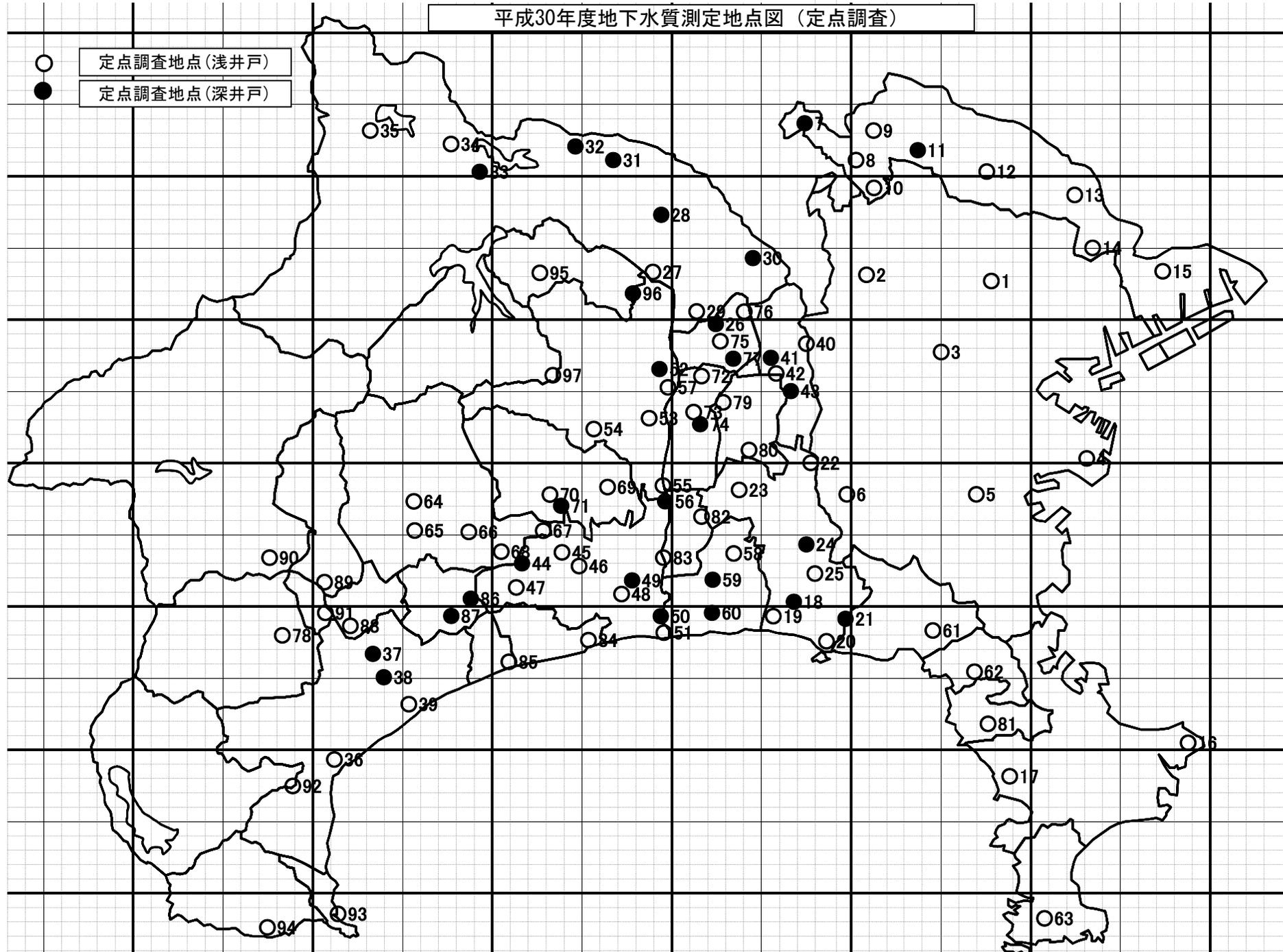
ウ 環境基準値が2物質の濃度の和とされている項目については、まず、2物質の測定値の合計値を求めた後に、上記のア及びイの桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(注3) 報告下限値

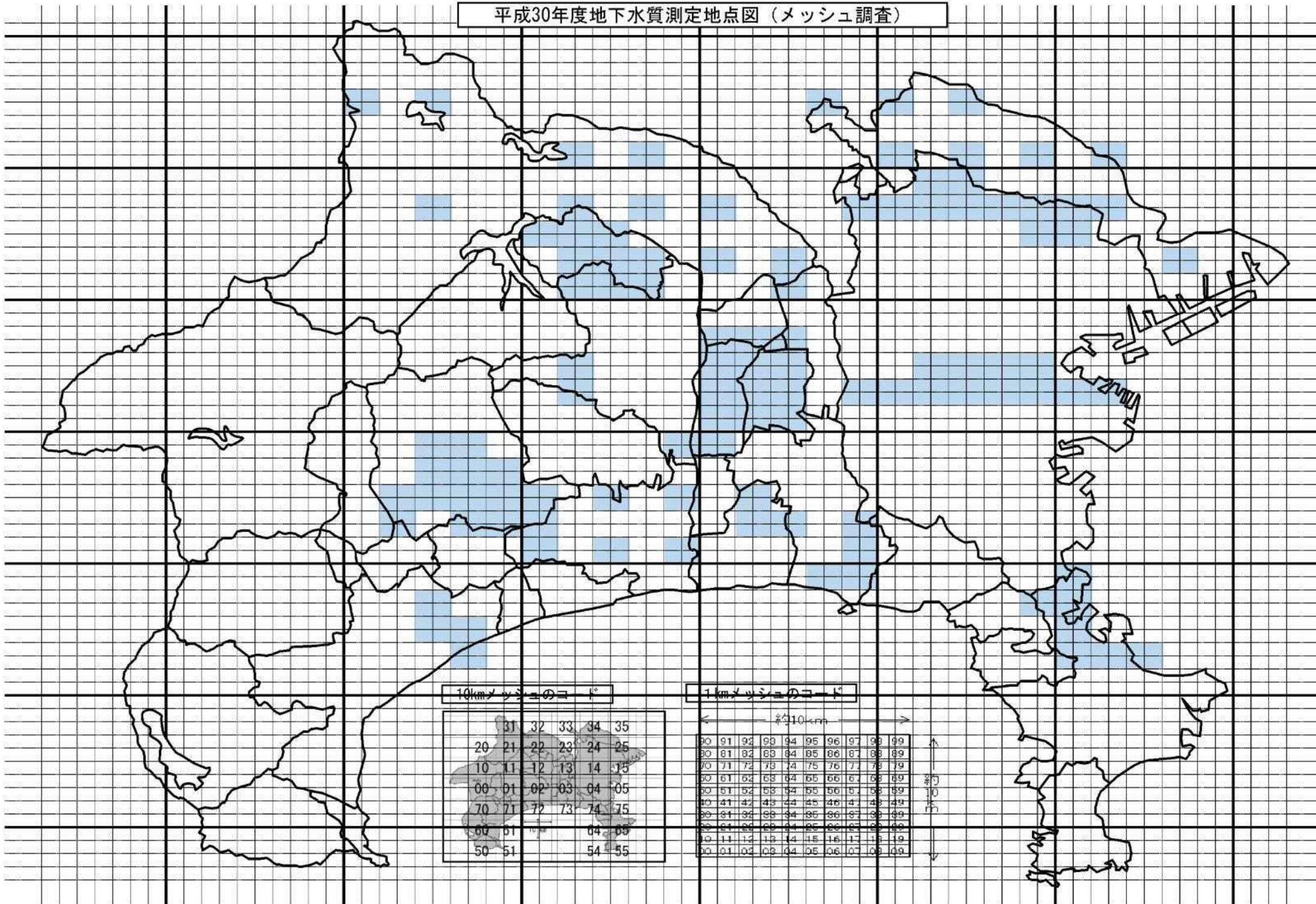
環境基準値が2物質の濃度の和とされている項目については、当該2物質それぞれの報告下限値を合計して得た値を報告下限値とし、2物質がいずれも、それぞれの報告下限値未満の場合には、報告下限値未満とする。

平成30年度地下水質測定地点図（定点調査）

- 定点調査地点(浅井戸)
- 定点調査地点(深井戸)



平成30年度地下水質測定地点図（メッシュ調査）



10kmメッシュのコード

31	32	33	34	35	
20	21	22	23	24	25
10	11	12	13	14	15
00	01	02	03	04	05
70	71	72	73	74	75
60	61	62	63	64	65
50	51	52	53	54	55

1kmメッシュのコード

← 約10km →

90	91	92	93	94	95	96	97	98	99
80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
00	01	02	03	04	05	06	07	08	09

↑ 約10km ↓

III 參考資料

健康項目										生活環境項目										特殊項目					その他項目																												
1.3	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1.4	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質	全窒素	全燐	全亜鉛	塩化アルキルベンゼン	フェノール類	銅	溶解性鉄	クロム	EPN	ニッケル	アンモニア性窒素	有機態燐	電気伝導率	塩化物イオン	陰イオン界面活性剤	クロロフィルa	トリハロメタン生成能																				
2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	24	24	12	24	24	12		24	24	12	4	4	2	2	2	2	1	1	12	12							12																	
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12									12															
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	4	2	2	2	2	1	1	12	12									12															
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	4	2	2	2	2	1	1	12	12	12	12																						
						12				24	24	12	24	24	12		24	24	12	12	12	2	2	2	2	2	1	1	12	12	12	12																					
						12				24	24	24	24	24	12		24	24	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	12	12	24	24																					
						12				24	24	24	24	24	12		24	24	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	12	12	24	24																					
						12				24	24	24	24	24	12		24	24	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	12	12	24	24																					
						12				24	24	12	24	24	12		24	24	12	12	12	2	2	2	2	1	1	12	12	24	4																						
						12				24	24	12	24	24	12		24	24	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12	12	12																						
						12				12	12	12	12	12	12		12	12	12									12	12																								

健康項目										生活環境項目										特殊項目						その他項目										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	PH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌数	n-ヘキササン抽出物質	全窒素	全燐	全亜鉛	全亜鉛	塩類アルルベンゼンステルホン酸及びその	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	EPN	ニッケル	アンモニニア性窒素	磷酸態燐	電気伝導率	塩化物イオン	塩分	陰イオン界面活性剤	クロロフィルa	トリハロメタン生成能
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6			4	
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
							4			4	4	4	4	4	4		4	4										4	4	4	4					
							4			4	4	4	4	4	4		4	4										4	4	4	4					
							4			4	4	4	4	4	4		4	4										4	4	4	4					
							4			4	4	4	4	4	4		4	4										4	4	4	4					
2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	12	12	12	6	12	6		6	6			1	1	1	1			1	6	6	12	4					
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	12	12	12	6	12	6		6	6			1	1	1	1			1	6	6	12	4					
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48	48	48	12	4	24	24	12	2	6	6	6	6	2	2	2	12	12	48	24	6				
2	2	2	2	2	2	2	12	6	6	48	48	48																								

2 要監視項目調査

(1) 公共用水域調査

ア 目的

要監視項目とは、人の健康の保護及び水生生物の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせずに、知見の集積に努めるべきものとして指定された物質である。国では、今後知見の集積状況を勘案しつつ環境基準項目への移行等を検討することとしている。

本県では、各測定機関が地域の実情に応じ、主要な測定地点において測定を実施している。

イ 測定項目

測定項目は次のとおり。

種 類	測 定 項 目
人の健康の保護に関する項目 (26項目)	(1)クロロホルム (2)トランス-1,2-ジクロロエチレン (3)1,2-ジクロロプロパン (4)p-ジクロロベンゼン (5)イソキサチオン (6)ダイアジノン (7)フェニトロチオン (8)イソプロチオラン (9)オキシ銅 (10)クロロタロニル (11)プロピザミド (12)EPN※ (13)ジクロロボス (14)フェノカルブ (15)イプロベンホス (16)クロルニトロフェン (17)トルエン (18)キシレン (19)フタル酸ジエチルヘキシル (20)ニッケル※ (21)モリブデン (22)アンチモン (23)塩化ビニルモノマー (24)エピクロロヒドリン (25)全マンガン (26)ウラン
水生生物の保全に関する項目 (6項目)	(1)クロロホルム (2)フェノール (3)ホルムアルデヒド (4)4-t-オクチルフェノール (5)アニリン (6)2,4-ジクロロフェノール

※EPNとニッケルは、公共用水域水質測定計画において特殊項目として測定している。

ウ 測定頻度

原則として、年1回、公共用水域水質測定計画と同日にて実施する。

エ 測定地点及び測定機関

別添のとおりとする。

別添 地点別項目別頻度表（要監視項目）

地点番号	河 川															
	1	4	6	7	11	12	14	20	15	29	39	40	23	48	49	
	水域	多摩川	多摩川	多摩川	多摩川	鶴見川	鶴見川	鶴見川	鶴見川	鶴見川	松越川	境川	境川	帷子川	引地川	相模川
	支川名				三沢川	鶴見川	鶴見川	鶴見川	麻生川	恩田川						
	地点名	多摩川原橋	田原橋取水堰 (上)	大師橋	一の橋	亀の子橋	大綱橋	臨港鶴見川橋	耕地橋	都橋	竹川合流後	大道橋	境川橋	水道橋	富士見橋	小倉橋
環境基準点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	
測定機関	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	川崎市	横浜市	横須賀市	藤沢市	藤沢市	横浜市	藤沢市	相模原市
1	クロロホルム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1, 2-ジクロロプロパン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	p-ジクロロベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	イソキサチオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	ダイアジノン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	フェントロチオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	イソプロチオラン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	オキシシン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	クロロタロニル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	プロピザミド	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	ジクロロボス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	フェノブカルブ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	イプロベンホス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	クロロニトロフェン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	トルエン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	キシレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	フタル酸ジエチルヘキシル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	モリブデン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	アンチモン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	フェノール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	ホルムアルデヒド	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	塩化ビニルモノマー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	エピクロロヒドリン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25	全マンガン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26	ウラン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	4-tert-ブチルフェノール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	アニリン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	2,4-ジクロロフェノール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	6

地点番号	河 川			湖 沼						海 域					
	52	53	73	88	91	93	95	101	111	113	125	119	117	130	
	水域	相模川	相模川下流	酒匂川	相模湖	相模湖	津久井湖	津久井湖	丹沢湖	東京湾(6)	東京湾(6)	東京湾(15)	東京湾(12)	東京湾(10)	相模湾(1)
	支川名														
	地点名	寒川取水堰 (上)	馬入橋	十文字橋	境川橋	湖央東部	沼本ダム	湖央部	湖央部	京浜運河扇町	横浜港内	久里浜港内	扇島沖	平潟湾内	辻堂沖
環境基準点	○	○	※	※	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	
測定機関	神奈川県	国土交通省	神奈川県	相模原市	相模原市	相模原市	相模原市	神奈川県	川崎市	横浜市	横須賀市	川崎市	横浜市	藤沢市	
1	クロロホルム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
3	1, 2-ジクロロプロパン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
4	p-ジクロロベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	イソキサチオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	ダイアジノン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
7	フェントロチオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
8	イソプロチオラン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
9	オキシシン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
10	クロロタロニル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
11	プロピザミド	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
12	ジクロロボス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
13	フェノブカルブ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
14	イプロベンホス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
15	クロロニトロフェン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
16	トルエン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
17	キシレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
18	フタル酸ジエチルヘキシル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
19	モリブデン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
20	アンチモン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
21	フェノール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
22	ホルムアルデヒド	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
23	塩化ビニルモノマー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
24	エピクロロヒドリン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
25	全マンガン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
26	ウラン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
27	4-tert-ブチルフェノール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
28	アニリン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
29	2,4-ジクロロフェノール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	合計	29	29	29	6	24	6	24	29	29	18	29	29	18	18

※小倉橋（相模川）、十文字橋（酒匂川）、境川橋（相模湖）及び沼本ダム（津久井湖）は全亜鉛・ニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩のみに係る環境基準点である。

(2) 地下水調査

ア 目的

要監視項目とは、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、地下水における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせずに、知見の集積に努めるべきものとして指定された物質である。国では、今後知見の集積状況を勘案しつつ環境基準項目への移行等を検討することとしている。

本県では、各測定機関が地域の実情に応じ、主要な測定地点において測定を実施している。

イ 測定項目

測定項目は次のとおり。

調査の種類	測定項目
要監視項目	(1)クロロホルム (2)1,2-ジクロロプロパン (3) p-ジクロロベンゼン (4)イソキサチオン (5)ダイアジノン (6)フェニトロチオン (7)イソプロチオラン (8)オキシ銅 (9)クロロタロニル (10)プロピザミド (11)EPN (12)ジクロロボス (13)フェノブカルブ (14)イプロベンホス (15)クロルニトロフェン (16)トルエン (17)キシレン (18)フタル酸ジエチルヘキシル (19)ニッケル (20)モリブデン (21)アンチモン (22)エピクロロヒドリン (23)全マンガン (24)ウラン

ウ 測定頻度

原則として、年1回、地下水質測定計画の概況調査（メッシュ調査及び定点調査）と同日に実施する。

エ 測定地点及び測定機関

測定地点	測定項目	測定機関
メッシュ調査番号 2470	全項目	横浜市
定点調査番号 62, 68, 73, 91, 92	全項目	神奈川県

○要監視項目の測定方法

項 目	測 定 方 法			報告下限値 (mg/L)
ク ロ ロ ホ ル ム	JIS K 0125	5.1	パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002
	〃	5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法	
	〃	5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125	5.1	パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002
	〃	5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法	
	〃	5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	
1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125	5.1	パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002
	〃	5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法	
	〃	5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	
p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125	5.1	パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002
	〃	5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法	
	〃	5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	
イ ソ キ サ チ オ ン	環境庁通知	付表1の第1	GC-MS 法	0.0008
	〃	付表1の第2	GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	
ダ イ ア ジ ノ ン	環境庁通知	付表1の第1	GC-MS 法	0.0005
	〃	付表1の第2	GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	
フ ェ ニ ト ロ チ オ ン	環境庁通知	付表1の第1	GC-MS 法	0.0003
	〃	付表1の第2	GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	環境庁通知	付表1の第1	GC-MS 法	0.004
	〃	付表1の第2	GC 法 (ECD)	
オ キ シ ン 銅	環境庁通知	付表2	高速液体クロマトグラフ法	0.005
ク ロ ロ タ ロ ニ ル	環境庁通知	付表1の第1	GC-MS 法	0.004
	〃	付表1の第2	GC 法 (FTD) (ECD)	
プ ロ ピ ザ ミ ド	環境庁通知	付表1の第1	GC-MS 法	0.0008
	〃	付表1の第2	GC 法 (FTD) (ECD)	
E P N	環境庁通知	付表1の第1	GC-MS 法	0.0006
	〃	付表1の第2	GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	
ジ ク ロ ル ボ ス	環境庁通知	付表1の第1	GC-MS 法	0.0008
	〃	付表1の第2	GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	
フ ェ ノ ブ カ ル ブ	環境庁通知	付表1の第1	GC-MS 法	0.004
	〃	付表1の第2	GC 法 (FTD)	
イ プ ロ ベ ン ホ ス	環境庁通知	付表1の第1	GC-MS 法	0.0008
	〃	付表1の第2	GC 法 (FTD) (FPD)	
ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン	環境庁通知	付表1の第1	GC-MS 法	0.0001
	〃	付表1の第2	GC 法 (ECD)	
ト ル エ ン	JIS K 0125	5.1	パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002
	〃	5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法	
	〃	5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)
キシレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0006
フタル酸ジエチルヘキシル	環境庁通知 付表3の第1 GC-MS 法 " 付表3の第2 GC 法(ECD)	0.006
ニッケル	JIS K 0102 59.3 ICP 発光分光分析法 環境庁通知 付表4 ICP 質量分析法 " 付表5 電気加熱原子吸光法	0.008
モリブデン	JIS K 0102 68.2 ICP 発光分光分析法 環境庁通知 付表4 ICP 質量分析法 " 付表5 電子加熱原子吸光法	0.007
アンチモン	環境省通知2 付表5の第1 水素化物発生 ICP 発光分光分析法 " 付表5の第2 水素化物発生原子吸光法 " 付表5の第3 ICP 質量分析法	0.001
フェノール	環境省通知1 付表1 GC-MS 法	0.001
ホルムアルデヒド	環境省通知1 付表2 GC-MS 法	0.003
塩化ビニルモノマー	環境省通知2 付表1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002
エピクロロヒドリン	環境省通知2 付表2 パージ・トラップ GC-MS 法	0.00003
全マンガン	JIS K 0102 56.2 フレーム原子吸光法 " 56.3 電気加熱原子吸光法 " 56.4 ICP 発光分光分析法 " 56.5 ICP 質量分析法	0.01
ウラニウム	環境省通知2 付表4の第1 キレート樹脂イオン交換 -ICP 発光分光分析法 " 付表4の第2 ICP 質量分析法	0.0002
4-tert-オクチルフェノール	環境省通知3 付表1 GC-MS 法	0.00003
アニリン	環境省通知3 付表2 GC-MS 法	0.002
2,4-ジクロロフェノール	環境省通知3 付表3 GC-MS 法	0.0003

(注)表中の用語は、次による。

○JIS：日本工業規格

○環境庁通知：平成5年4月28日環水規第121号(改定 平成11年3月12日付け環水企第89号、環水管第69号及び環水規第79号)

○環境省通知1：平成15年11月5日付け環水企発第031105001号、環水管発第031105001号

○環境省通知2：平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号

○環境省通知3：平成25年3月27日付け環水大発第1303272号



神奈川県

環境農政局環境部大気水質課水環境グループ 電話(045)210-4123(直通)
横浜市中区日本大通1 丁目231-8588 ホームページ<http://www.pref.kanagawa.jp/>